

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	平成 28 年 1 月～ 2 月	金融行政（監督・検査）の運営に際し、中小企業向け融資に関して金融行政方針に示されたような政策（担保主義から事業性評価に基づく融資の推進）が、金融機関の実際の融資業務に反映されていないことを認識してほしい。	金融機関においては、担保・保証に過度に依存せず、取引先企業の事業性評価に基づき、融資や本業支援等を実施し、企業や産業の生産性向上等に貢献することが重要であると考えます。 金融庁においては、こうした認識に基づき、今事務年度においては、以下のような取組みを行っているところであり、今後とも、金融機関との対話を進めてまいりたいと考えています。 ① 融資先企業からのヒアリングを通じて、金融サービスに係る企業側の認識を把握する。 ② 金融機関へのモニタリングを通じて、事業性評価に基づく取組みについて、ベストプラクティスを把握するとともに、更なる改善策を議論する。 ③ 外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業や産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論し、その内容を発信する。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	平成 28 年 1 月～2 月	(1) 取引情報蓄積機関制度について 店頭デリバティブ取引の報告には取引情報蓄積機関 (TR) による報告を含めて三種類があり、取引内容が合致していることを照合する作業は金融庁が行っている。しかし、本制度の導入の契機となった G20 ピッツバーグ・サミットの合意を素直に読めば、取引情報の蓄積はすべて TR によって行われることを予定していると考えられ、三種類の報告の併存を認めている現在の制度には問題がある。コストの点でも金融庁はお金がかかる制度を運用しているように思われる。その他にも改善すべき点があり、本制度を本来の趣旨に従って運営しようとしているのであれば、何等かの改革が必要ではないか。	(1) 取引情報蓄積機関制度について 日本では、平成 21 年のピッツバーグ・サミットの合意を踏まえ、平成 22 年に金融商品取引法改正を行い、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の保存・報告制度を整備しました。 日本の制度では、金融商品取引業者等から、3 種類のルートで金融庁に対して報告がなされていますが、これは、日本における取引の実態や取引報告者も含めた制度全体の費用対効果を勘案したものです。 いずれのルートで報告されるにせよ、監督当局に取引情報が集約され、また、集計した情報が公表されることで、市場の透明性を高めるとの国際合意の目的は達しているものと認識しており、現時点においては制度を改正する必要はないと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	平成 28 年 1 月～2 月	(2) 担当職員について 知識、経験が引継がれないので、人事異動の度に同じ基本的な説明を繰り返さざるを得ないことになる。スペシャリティが求められている分野については、スペシャリストを配置して欲しい。	(2) 担当職員について 高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくためには、高度な専門的知識・経験を有する人材の育成・確保が重要であると考えています。 このため、金融庁では、これまでも、内部における人材育成と外部からの人材の登用を適切に組み合わせることにより、組織としての専門性の向上に努めてきました。 現在、金融庁では、人材育成のあり方の見直しについて検討しており、その一環として、個別の専門分野ごとに専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしつつ、人材育成を行うための体系的な枠組みを構築していくことを検討しています。このような取組みを通じて、専門人材の知識・経験を組織として引継ぎ、共有していきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	平成 28 年 1 月～2 月	日本に拠点のない外国銀行に居住者が預金口座を開設することを支援するサービスについて、近時、金融庁ＨＰにおけるネガティブな記述が一定程度修正されたが、金融庁のＨＰにおける他の公表部分に、その修正が反映されていない箇所があり、その結果、当該サービスの利用者に誤解を与えている。「グレーゾーン解消制度」を所管する経済産業省からの公表文とも齟齬が生じている。大至急金融庁ＨＰの修正を求める。	ご意見を踏まえて以下のとおり対応しました。 ① （金融庁ＨＰ）平成 24 年 4 月 6 日公表「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」を削除。 ② （金融庁ＨＰ）「預金・融資等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」に掲載する【相談事例等】「業者から、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると勧誘されたが、当該業者の口座に資金を振込みしても大丈夫だろうか。」の【アドバイス等】の内容について、平成 27 年 12 月 18 日に公表（更新）した「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」の表現に統一。 なお、経済産業省にも連絡を行い、経済産業省ＨＰに掲載されていた「外国銀行口座開設支援サービスにおける銀行法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～」（平成 28 年 2 月 10 日公表）が、同制度の照会者への回答書と一部齟齬があったことから、ＨＰ掲載文を回答書の書きぶりと整合的になるよう修正。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(1) 外国銀行支店の決算時期 銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法 17 条により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では 2 度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、外国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一因ともなり得る。業界横断的なモニタリングの観点で、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の決算時期と異なる規模の小さい支店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問であること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐に亘り、そもそも財務諸表による「横比較」にあまり意味があるとは思えないことから、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせることができるよう手当てして頂きたい。	(1) 外国銀行支店の決算時期 銀行については、統一的・横断的な監督を行う必要性などから、その事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までと銀行法で定めていますが、外国銀行支店に係る事業年度規制の見直しについては、母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ、検討することとします。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等 日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100 万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100 万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として 100 万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。	(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等 オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。 銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100 万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。 なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第 35 条第 7 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為に準ずるもの(同項第 5 号)に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(3) 外国銀行の従たる支店の扱い 外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。	(3) 外国銀行の従たる支店の扱い 外国銀行の日本における支店の設置に関しては、外国銀行の監督権限が母国の当局にある関係で、当庁においても、母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可制としています。 なお、欧州やアジアの諸国においても、外国銀行が従たる支店を設置する際には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。 (参考) 日本の銀行については、国内の支店等については届出制となっていますが、海外に支店等を設置する場合には、進出先の母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があるため、同一国に2店舗目以降の支店等を設置する場合でも、個々に認可を必要としております。 また、欧州やアジアの諸国においても、当地の銀行が、外国に従たる支店を設置する場合には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介 登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる(金商法 33 条 2 項 4 号口)。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしか行うことができず(金商法 33 条 2 項 5 号口)、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができない。顧客は、ヘッジ手段として、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を求めているのであり(例えばオーナーによるオーナー株の処分の場合)、銀行が、そのような顧客のニーズに応じてヘッジ手段を提供することができないのは、株券の現物売買を仲介することができることに比して、バランスを欠いているのではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。	(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介 証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務(金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要)を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。 上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済によることができる店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
5	平成 28 年 3 月～5 月	現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするということに傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。 現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。 また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。	金融庁では、従来、不良債権問題の解決やその再発防止が、金融システムの安定のための喫緊の課題であったことから、厳格な個別の資産査定を中心とする検査を行ってきました。 その後、不良債権処理が進展する中で、平成 25 事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性のチェックに重点を置いています。 また、金融機関が、融資先企業の生産性向上につながる本業支援に取組み、企業価値を向上させることは、結果として、金融機関自身の健全性や経営の持続可能性の確保につながります。 金融庁としては、金融機関がこのような顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルを確立することが重要と考えており、こうした観点から、金融機関やその融資先企業との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指しています。 金融行政モニター受付窓口に対するご意見等の提出は、情報セキュリティの観点から迷惑メール等の大量送付などを防止するため、ウェブサイトにおいてワンクリックで出来ない手続きとしています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(1) 第一種金融商品取引業について 外資系運用会社が、同じグループの会社が海外で設立したファンド（第一項有価証券（外国投信）に該当する商品）への投資を日本国内の適格機関投資家を対象に募る場合、日本国内では第一種金商業の登録が必要であるが、①取得勧誘の前段階であって取得勧誘には分類できない紹介・説明行為のみの場合にまで第一種金商業としての登録を求めるのは過度な負担。なお、運用会社としては、ファンドの仕組みを説明し、ターム・シートの最終化までの作業を行いたい。 外資系運用会社がファンドの仕組みの説明等を行うに際し、②第一種金商業の規制緩和や③第二種金商業（自己募集）の登録で足りるよう、法改正等を行ってほしい。	(1) 第一種金融商品取引業について ① 金融商品取引契約の締結に関し、他者が発行者である個別の第一項有価証券について投資家に対して説明を行うことは、一般的に金融商品取引契約の成立に向けて尽力する行為に該当し、こうした行為を行う場合には、第一種金商業の登録が必要であると考えられます。したがって、ご意見にあるような具体的商品の説明を、金融商品取引契約の締結に関し投資家に対して行う場合には、一般的に上記の登録が必要であると考えられます。 ② 金融商品取引法制上、他者が発行者である第一項有価証券の取得勧誘を行う者は、第一種金商業の登録を受けることが求められています。また、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。 従って、ご意見のように、ある会社が発行した第一項有価証券（例：投信受益証券）の取得勧誘を、企業グループ内の別の会社が行う場合も、上記同様第一種金商業の登録が必要です。 また、ご意見は、自己資本比率規制等の財務基盤に係る規制の緩和に関するものと理解しますが、仮に顧客が適格機関投資家に限られる場合であっても、顧客からの預かり資産の保全等に必要な財務基盤は適切に確保されねばならないと考えます。 以上を踏まえると、グループ会社が発行者であることや販売対象の顧客が適格機関投資家であることをもって、直ちに第一種金商業に係る規制を緩和することは困難であると考えます。 ③ 金融商品取引法制上、投資信託の自己募集については、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品について取得勧誘を行う」ものであることから、別途投資運用について監督を受けていることに鑑み、その取得勧誘行為について第二種金商業の登録を受けることで足りることとされています。 これに関しては、金融商品取引法制上、業登録の要否は、グループペ

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月		ースでなく法人格ごとに判断することとされています。 従って、グループ内の会社といえども法人格の異なる会社が運用する有価証券の取得勧誘を行うことは、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品」を取得勧誘することと捉えることは困難であり、取得勧誘を行うものが第一項有価証券であれば、第一種金商業の登録が必要になります。 上記を踏まえれば、ご意見のようなグループ内の会社が運用する投資信託について取得勧誘を行う行為を自己募集とみなして第二種金商業の登録で足りるとすることは困難であると考えます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(2) 信託銀行における運用について ① 投資信託のポートフォリオにおいて、外貨資産のみならず円貨資産の保管についても、日本の信託銀行での保管に限定せずに、グローバルカストディアンでの保管を認めるよう運用を変更してほしい。 ② 現在は、運用会社の海外オフィス（以下、「海外オフィス」）がトレードした為替について、カストディアンである国内信託銀行（以下、「信託銀行」）が海外オフィスから指示を受けた上で翌朝に決済指図を出す慣行となっている。 海外オフィスから信託銀行への指示と、当該運用会社の日本オフィスから信託銀行への運用指図書とが異なる場合にのみ、信託銀行が、決済を行わない旨の指図を出し、当該指図がなければ海外オフィスの指示どおり決済が行われるという運用に変更してほしい。 ③ 銀行勘定と信託勘定の取引は信託業法上原則禁止されているが、資産運用業務に関し、信託銀行による日本円の当座貸越を認める運用を行えるよう法改正等を行ってほしい。	(2) 信託銀行における運用について ①及び②について、我が国の法制上、グローバルカストディアンに円価資産の保管を委託することや運用会社の海外拠点からグローバルカストディアンに決済指図をすることは可能であると考えられます。 ③について、信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、銀行勘定と信託勘定との間の取引（自己取引）について原則として禁止されていますが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には行うことができるとされています。 こうした法制上の観点や海外のプラクティス（注）も参考に、オペレーションの効率化による資産管理業務の質の向上を図るため、我が国におけるプラクティスの改善の必要性について、委託者・受託者を含めた関係当事者が議論することが望ましいと考えます。 （注）海外では、①運用に際して全ての資産がグローバルカストディアンに預託され、②ファンド・マネージャーからグローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。また、その際、③グローバルカストディアンにおいては、証券売買に関する代金の決済に関し「コントラクチュアル・セトルメント」^(※1)が広く提供されており、コントラクチュアル・セトルメントによる場合ではなくとも、上限を設ける等のリスク管理の下で、いわゆる赤残^(※2)を認めるプラクティスもあると承知しています。 （※1）売買相手方から送金指図を受け取った場合には、一定の要件を満たしていることを条件に、指図どおり顧客口座に入金するサービス。 （※2）保管資産に取引に充てる資金がなくても、グローバルカストディアン等の信用供与により当該取引の決済を許容すること。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(3) 投資信託の併合について 投信の併合について、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの以外は書面決議が必要であるが、理想的なポートフォリオを組むことが困難となる規模の小さい投信の併合を実行しやすくするため、この要件を緩和してほしい。	(3) 投資信託の併合について 従前、投資信託の併合に当たっては常に双方の投資信託において書面決議を要することが、非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるとの指摘があり、その点も含め、平成 24 年の金融審議会（投資信託・投資法人法制の見直しに関する WG）において議論がなされました。その結果、受益者保護に配慮しつつ、投資信託の併合を促進する観点から、商品としての基本的な性格に相違がない投資信託については書面決議を不要とすることが適当であるとの報告がなされました。 この報告を踏まえ、平成 25 年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、併合の前後で商品としての基本的性格に相違がないこと等一定の要件を満たした場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、書面決議を不要としました。 このような経緯を踏まえると、当該要件の更なる緩和については、受益者の利益を考慮すると影響が軽微とは言えないため、慎重に考える必要があります。 なお、投資信託の併合の実施に関しては、併合に対応する計理システムが存在しないなど、実務上の課題が指摘されているところであり、受益者保護に留意しつつ併合を機動的に行うことを可能とするための検討が、現在関係者間で行われているものと承知しています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(4) 国際競争に関して 将来的に国内にアジア地域ファンドパスポートのハブを育成する場合、現在の本邦の信託スキームには諸外国では一般的ではないオペレーションが存在するため、上記(1)～(3)の問題を解決することがファンドビジネスの国際化に向けた基本的条件になる。	(4) 国際競争に関して (1)～(3)のご意見等についての金融庁の対応は上記の回答のとおりです。海外のプラクティスと我が国のプラクティスが必ずしも一致しないものもありますが、委託者・受託者を含めた関係当事者が顧客(最終の受益者である投資家)本位の観点から我が国のプラクティスについて議論することが望ましいと考えます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
7	平成 28 年 6 月～12 月	銀行法には、貸金業法のような年収の三分の一を超える貸付を禁止する定めはなく、現在、銀行が、傘下の信販会社等に保証をさせて、年収の三分の一を超える貸付を行う例が頻発し、多重債務者が発生している。銀行は、債務整理等が行われても、保証人（信販会社等）から回収できるため、貸付審査においては十分な審査を行っていないようである。金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」（Ⅲ－6－3）に照らし、このような事態に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令を発出すべきである。	銀行等による消費者向け貸付けに関しては、改正貸金業法第 13 条の 2 に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はなく、年収の 3 分の 1 を超過する貸付も制限されていませんが、銀行等には銀行法令により利用者保護や審査態勢の整備等を含む健全かつ適切な業務運営の確保が求められています。 さらに、監督指針においては、改正貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨や利用者保護の観点を踏まえることが重要であることに鑑み、以下のような事項について所要の態勢整備を求めています。 ① 銀行等による貸付けが債務者にとって過剰とされないか等を確認する態勢を構築しているか。 ② 貸付けに保証を付す場合であっても、当該保証のみに頼ることなく、債務者の借入状況や返済計画など、銀行等自らがその返済能力等を適切に確認する審査態勢となっているか。 ③ 保証会社の保証能力を確認する態勢となっているか。 ④ 保証した貸金業者が代位弁済するケースも含め、厳しい取立てを防止する態勢となっているか。 ⑤ 債務者からの相談・苦情について、銀行等において真摯に対応する等の態勢となっているか。 また、本年 3 月 16 日に全国銀行協会が公表した銀行カードローンに係る申し合わせにおいては、審査態勢等の整備として、 ・改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求、 ・貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、 ・年収に対する借入額の比率を意識した代位弁済率のコントロール といった取組みに努めることとされています。 金融庁としては、銀行等が、自らの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえ、多重債務問題の発生を防止する観点から、適切に業務を行うことが重要と考えており、各行のカードローン業務の運営状況について、この申し合わせに係る取組状況も含め、引き続き、しっかりとモニタリングして参ります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
8	平成 28 年 6 月～12 月	振り込め詐欺被害は現在に至っても後を絶たず、加害者に対する民事・刑事の責任は十分に追及されていない状況にあるが、口座開設時に十分な本人確認を怠った金融機関にも責任があるのではないかと。振り込め詐欺救済法もあるが同法に基づく被害者救済も不十分である。被害者に被害金全額が支払われるよう、金融機関が被害者に対して被害金全額を支払うことを義務化する制度や、加害者の刑事責任確定後に金融機関から当該加害者に対して損害賠償を請求できる制度等をご検討いただきたい。	金融機関は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認や振り込め詐欺救済法に基づく口座の利用停止等を実施しています。しかしながら、犯罪に利用されたことのみをもって金融機関に責任を負わせることは困難であり、ご指摘の被害金全額の支払いを行う義務や被害者に代位して加害者に対する損害賠償請求を行う義務を金融機関に一律に課すことには慎重であるべきものと考えます。 一方で、振り込め詐欺の被害は後を絶たない状況であることはご指摘のとおりです。このため、金融庁としては、犯罪収益移転防止法や振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関に適切な対応を促してまいります。 ① 本人確認の徹底 犯罪収益移転防止法においては、個人番号カードを本人確認書類に位置付ける（平成 28 年 1 月）とともに、本人確認を強化する観点から、従前はその提示のみで足りた顔写真のない本人確認書類が提出された場合、そのほかに他の本人確認書類の提示を求めるなどの追加的な対応が必要になりました（平成 28 年 10 月）。 金融庁としては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。 ② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関は、捜査機関等から不正利用が疑われる口座の情報提供を受けた場合、当該口座の取引状況を調査した上で、利用停止や強制解約を行っています。被害防止の観点から迅速な対応が求められる一方、誤った口座凍結が行われないよう金融機関において一定の調査を要する事案もあると考えられます。 金融庁としては、金融機関が、情報受領後に迅速かつ適切に調査を行い、必要な措置を適切に講じる態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
8	平成 28 年 6 月～12 月		③ 被害回復の申請を促す措置 全国銀行協会等の各業界団体は、被害者への財産的被害の迅速な回復を図る観点から、以下の内容を含む事務取扱手続について傘下金融機関に周知しており、各金融機関においては当該手続に則った対応が行われていると認識しています。 i) 被害を受けたことが疑われる者が行うべき手続き等を周知すること。 ii) 自行が振込元金融機関である場合には、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導するとともに、被害申出があった旨を連絡すること。 iii) (申出がないものの) 被害を受けたことが疑われる者に連絡を取るよう努めること。 金融庁としては、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく検査のフォローアップ等を通じて、金融機関が支払い手続等に係る態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
9	平成 29 年 1 月～3 月	証券会社が、零細顧客の利益を犠牲にして、証券会社自身や大口顧客の利益を確保するために行動していると思われる経験をした（注）。 投資信託に関しては、未だに証券会社によって高額な手数料設定や回転売買の推奨が行われている。 家計の安定的な資産形成のために投資が有効だとするのであれば、行政は、証券会社が目先の利益を重視するのではなく顧客本位の業務運営をするよう、的確な対応をとることが急務である。 （注）具体的には、外国通貨建て債券の償還金が、MRFに入れてもらう契約にもかかわらず預り金となっていた際に、証券会社は自らの誤りを詫びるでもなく、不満なら他の証券会社へ移ればよいとの態度を示した。また、外国の国債が暴落した際、当該債券の売却を勧めてきたので、逆に買いたいと注文しても（売り推奨しているくらいなので買えないはずなのに）「買えなかった」と言われるなどの対応をされたとしている。	国民の安定的な資産形成を図るためには、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から、昨年、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて審議が行われました。12 月にまとめられた金融審議会市場ワーキング・グループ報告を踏まえ、金融庁として、本年 3 月 30 日に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、公表したところです。 「原則」では、金融事業者は顧客の最善の利益を図るべきとするとともに、重要な情報を分かりやすく提供すべき、顧客にふさわしいサービスを提供すべき、などとしています。 今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えています。 また、金融庁としても、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしており、ご指摘の点についても参考とさせていただきます

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～3 月	1. 平成 26 年の保険業法改正に際しては、「保険商品の販売時に所属保険会社から保険代理店に対し支払われる手数料の高いものを優先的に販売しているのではないか」という懸念から推奨販売に係る規制が導入されたと記憶している。しかし、現状、保険代理店の使用人である各募集人が、推奨する保険商品の設計時にその商品の手数料を確認できるようになっており、このこと自体が問題ではないか。また、体制整備として、今までのようなフルコミッション（完全歩合制）ではなく雇用を求められているのであれば、本来募集人が手数料を確認する理由も極めて無いに等しいのではないか。	1. 平成 28 年 5 月に施行された改正保険業法においては、複数の保険会社の保険商品を比較推奨販売する保険代理店（乗合代理店）に対しては、このような販売形態における保険募集の適切性を確保する観点から、 ① 顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示すること、 ② 特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨する理由を説明すること、 などを求める比較推奨販売に係る規制が導入されました。 ご意見にある事例のとおり、保険代理店において、顧客に提示する保険商品の設計書等を作成するにあたって、各保険募集人は保険会社から提供されるシステムを利用することが一般的であり、この場合、各保険募集人が見る画面や設計書（保険代理店控え）等に手数料が表示される場合があります。ご意見は、このような場合、各保険募集人が顧客の意向に沿わず、手数料の多寡に応じて保険商品を推奨することを懸念しているものと考えます。 保険会社からシステムを介して提供される手数料に関する情報については、保険代理店における収益管理等に活用される一方で、その情報が、保険代理店において各保険募集人にも提供された場合には、例えば、保険募集人の給与が販売成績に連動するもの（＝歩合給）であると、一般的に、ご意見にあるような事象が懸念されるものと考えられます。他方、保険募集人の給与が販売成績に連動しないもの（＝固定給）であると、一般的に、ご意見にあるような事象を招く懸念は少ないものと考えられます。 このように同じ情報であっても、それぞれの利用目的や利用者、利用状況などに応じて、その情報の性質も異なるものであることから、システムを提供する保険会社や当該情報を利用する保険代理店におい

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～ 3 月		ては、改正保険業法に基づく対応を行ううえで、その利用状況等を踏まえ適切に運用する必要があると考えます。 金融庁としましては、乗合代理店に支払われる手数料の多寡に応じて、比較推奨のプロセスが歪められていないかなど、比較推奨販売に係る規制の実効性を検査・監督を通じて検証しており、引き続き適切な対応を求めてまいります。 また、金融庁が本年 3 月 30 日に策定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、「手数料等の明確化（原則 4）」や「重要な情報の分かりやすい提供（原則 5）」を定めています。具体的には、原則 4 として「金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。」、原則 5 として「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。」としており、その他、利益相反の適切な管理（原則 3）や従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（原則 7）などを盛り込んでおります。 今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えており、金融庁としては、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしております。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～3 月	2. 弊社はこの度の法改正による体制整備の肝の一つとして、使用人を適切に管理監督するためには雇用が前提と捉え、これに対応すべく準備を進めてきた。保険代理店が使用人に対して支払う報酬は、契約件数等実績に応じた報酬（コミッション）も含めて社会保険料の対象となるが、今年になり、報酬全体を最低賃金の部分とコミッションの部分とで2段にして最低賃金の部分にだけ社会保険料を掛けて法人としての固定費を抑える、という対応が横行していると様々なところから聞く。しかも、ある保険会社の担当者がそのように指導していると聞く。これが事実であれば、日本は正直者が馬鹿を見る社会になり下がってしまうため、そのようなことにならないように、公正な法整備の浸透を切に希望する。	2. 保険業法（第 294 条の3）においては、保険募集の適切性を確保するため、保険募集人（保険代理店）に対して体制整備義務を課しています。 また、保険代理店において保険募集に従事する役員又は使用人については、「保険会社向けの総合的な監督指針」（Ⅱ - 4 - 2 - 1(3)①エ.）において、 ① 保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること ② 使用人については、①に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること などの要件を満たすべきことを規定しています。 この場合、保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることが求められるものではありませんが、これらの要件及び労働関係法規を遵守した者である必要があります。 （平成 26 年 3 月 18 日「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について No.7 に係る回答を参照） また、ご意見にある社会保険料の適用等に関しましては、厚生労働省の所管事項ではございますが、金融庁としましても、ご意見にあるような報酬体系に係る社会保険料の適用実態等を踏まえ、厚生労働省との連名で、「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」（平成 29 年 3 月 28 日付）の文書を保険業界関係団体に発出し、ご意見にあるような報酬（保険代理店が使用人に対して支払う報酬）は、賃金、給与、手当てなどの名称を問わず労働の対価として受けるすべてのものを指すことについて、保険会社及び保険代理店への周知・徹底を図っております。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
11	平成 29 年 1 月～3 月	公募等に先立って行われる発行会社と投資家との間の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないミーティングの範囲について、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とを区別する取扱いをしてもらいたい。 有価証券届出書提出の 1 ヶ月以上前に行われる情報発信に関し、企業内容等ガイドライン 2-12③によりセーフハーバー規定が導入されたと理解しているが、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とが区別されていないことによって、非上場会社による IPO の場合にも、公募前の会議に参加できる投資家候補（証券会社を含む）の数、回数等が限定され（2 回から 3 回まで）、秘密保持契約を締結することが必要となったりしている。非上場会社の公募の場合には、公募に関する情報が株価に影響を与えるケースはまれであり、不公正取引が行われる可能性は低い。 英国では、Market Abuse Rules 11 条において、公募前のマーケットサウンディングが認められており、日本においても同様の制度が構築されれば、上場を目指す企業にとって効率的なシステムとなるし、東京資本市場の活性化、信用強化に資するのではないか？	金融商品取引法第 4 条では、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（勧誘）は、発行者が有価証券届出書（届出書）を提出した後でなければ行うことができないとされています。このように届出書の提出前の勧誘が禁止されている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実または不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされています。 これに関連する企業内容等開示ガイドライン 2-12③においては、届出書提出の 1 ヶ月以上前に行われる情報発信について、 (1) 有価証券の募集・売出しに言及がなく、 (2) 届出書提出日以前 1 ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられている場合には、 情報発信が行われてから届出書の提出までに一定の期間があり、当該情報発信により生じた特定の有価証券に対する投資者の関心は沈静化し、その関心が再び高まるおそれも低いと考えられることから勧誘には当たらないと整理されています。 上場会社による公募（P0）や非上場会社による公募（IPO）に先立ち、企業、証券会社が具体的にどのような情報発信を行うかは、上述の法令・ガイドラインを踏まえつつ、企業、証券会社がそれぞれの事情に即して判断すべきものと考えられますが、P0、IPO いずれの場合においても、同ガイドライン 2-12③は、（指摘されているような）公募前の会議に参加できる投資家候補の数や会議の回数や秘密保持契約の締結を、勧誘に当たらないための要件として設けているものではありません。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
12	平成 29 年 4 月～12 月	より良い金融行政の運営のための人材育成の手法として、これまで以上に金融庁のプロパー職員を財務局に出向させて現場でのモニタリング業務等を経験させるなど、金融庁と財務局の積極的な人事交流を行うことを検討してもらいたい。	金融庁と財務局の人事交流については、従前より職員の専門性と資質向上に向けて、 - 金融庁職員が財務局に出向し、財務局での金融行政を経験するとともに、地域経済の実態等の見聞を広める、 - 財務局職員が金融庁に出向し、財務局での金融行政を担う上での専門性を向上させる、 といった考え方にに基づき、双方向において計画的かつ積極的に実行してきたところです。 金融庁職員の財務局への派遣状況（平成 20 年度から平成 29 年度）については、若手職員は 3 名から 16 名と、また、財務局の幹部ポストへ派遣している管理職職員等は 15 名から 20 名と、それぞれの階層において計画的かつ着実に交流人数を増やしているところです。配属先は地域の金融機関を直接検査・監督する部署としており、若手職員には現場のモニタリング業務等を経験させるとともに、地域の課題に金融庁・財務局一体で取り組んでいます。 また、財務局職員の金融庁への受入状況については、若手職員を中心に毎年 50 名程度の交流を行っているほか、将来、財務局の幹部に登用し得る職員も毎年度 7 名程度受け入れており、財務局に復帰した際は、金融庁での経験・成果が発揮できる部署への配置をお願いしているところです。 今後も、金融庁と財務局の積極的な人事交流や情報共有を進めることにより、金融庁・財務局が一体として金融行政の質の向上を図っていきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
13	平成 29 年 4 月～12 月	商工中金の不正融資が問題となったが、商工中金と同様の公的な制度融資の一つである「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」を実施している日本政策金融公庫も、恣意的に要件に合致させる等して民間金融機関より有利な条件での融資を実施している可能性がある。 本来、中小企業を支援するための融資制度が、融資実績を作り上げるための手法として用いられている点が大いに問題である。 商工中金のみならず、政府系金融機関全体についても幅広く改革を行っていただきたい。	公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割を担っています。 なお、各地域には、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等が必要としている中小企業等が多数存在する中、政府系金融機関は、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業しながら、こうした企業の支援に重点的に取り組むことが重要であると考えています。 こうした観点から、金融庁としては、日本政策金融公庫も含め公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論を行ってまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
14	平成 30 年 1 月～3 月	金融庁は店頭 FX 規制（レバレッジ規制）強化を検討しているとのことだが、既に日本では国際的にみても最高レベルの厳しい規制がなされている。 これに対して、現在問題になっている仮想通貨は世界中で規制が進んでいるが、日本では厳格な規制は定められていない。FX の値動きはリーマンショックのような歴史的な金融事件があった場合においても一日に数％程度であったが、仮想通貨の値動きは一日に 50％を超えることもあり、日々の価額の変動は FX の数十倍となっている。 このような危険な仮想通貨に、FX を辞めて手を出している投資家はすでに一定数おり、仮想通貨関連のトラブルに巻き込まれている投資家も存在する。 そのような状態で更に店頭 FX 規制を強化した場合、店頭 FX から仮想通貨に流れる投資家が増えることが予想される。金融庁の勝手な判断で過剰な規制を進められることのないよう、適切なご判断をいただきたい。	我が国の店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）市場については、近年その取引規模が 5,000 兆円程度まで拡大しており、店頭 FX 業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しており、その決済リスク管理の重要性が高まっていると考えられます。このような問題意識の下、本年 2 月に「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。 その後、「個人投資家の意見も聞いた上で検討すべき」といったご意見が寄せられたことから、同検討会では、個人投資家を含めた幅広い利用者からの意見募集を行い、その結果も踏まえて、先般報告書が取りまとめられました（6 月 13 日公表）。 報告書では、店頭 FX 業者の決済リスク管理強化に向けた対応策として、自己資本・ストレステストの拡充や取引データの報告制度の充実を図ること等が盛り込まれており、今後、金融庁では、報告書で示された各施策について、適切な対応を行ってまいります。 なお、暗号資産（いわゆる仮想通貨）については、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、本年 4 月より、ご議論いただいているところです。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
15	平成 30 年 4 月 ～ 令和元年 9 月	(意見①) 大蔵省告示第 50 号（平成 8 年 2 月 29 日）別表第 3 記載の「保険の種類」ごとのリスク係数のうち、「ペット保険」は、現在、「その他の保険」に分類されることとなっている。しかし、当社の試算によれば、そのリスクは法定のリスク係数よりも明らかに低い数値となっており、経営上の弊害が出ている。上記の告示に定める「保険の種類」とリスク係数の合理性について検討し、見直していただきたい。	(意見①) 我が国のソルベンシー・マージン基準は、保険会社の経営の健全性を判断するために、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、保険業法第 130 条に基づき定められたものです。 ご指摘の大蔵省告示第 50 号（平成 8 年 2 月 29 日）別表第 3 については、損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算において使用されるリスク係数を定めるものであり、「火災保険」、「傷害保険」、「自動車保険」、「船舶保険」、「貨物保険」及び「その他の保険」のそれぞれについて、過去の損害率の統計に基づき、95%VaR の損害率と平均損害率の差を保険料基準リスク係数としています。 この「保険の種類」の区分及びリスク係数については、リスクの同質性及びリスク係数の算出における統計的信頼性のバランス等を総合的に勘案した上で設定しています。これらについては、各種の情勢等の変化を踏まえ、見直すことが適当と判断された場合には、必要な見直しを実施することとしています。 なお、我が国のソルベンシー・マージン基準については、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みの導入を検討するため、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置し、本年 6 月よりご議論いただいているところです。この会議で示される方向性も踏まえ、今後、リスク係数の合理性についても、適切な検討を行ってまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
15	平成 30 年 4 月 ～ 令和元年 9 月	(意見②) 保険業法施行規則第 70 条において、「初年度収支残」と「未経過保険料」のいずれか高い方を「普通責任準備金」として積み立てることが定められているところ、「初年度収支残」方式は、業績の予測や理解が困難で、必要な投資が遅れるリスクや、国際会計基準（IFRS17）との整合性から、「未経過保険料」方式を採用できるように改定していただきたい。当社において、未経過保険料方式を採用した場合でも、保険計理人が法令に基づき検証する責任準備金残高を上回っていることは、契約者保護の観点から過去の事業年度にわたって確認してきている。	(意見②) 一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補する損害保険では、保険事故は不均一に発生する可能性があります。普通責任準備金について、未経過保険料と初年度収支残のいずれか大きい金額を積み立てることとしているのは、こうした損害保険の特性を踏まえ、未経過保険料のみの積立てでは未経過の保険期間に対する債務を履行する上で不足する場合に備え、両者のいずれか大きい金額を積み立てることで責任準備金に保守性を持たせ、保険会社の財務の健全性を確保することとしています。 ただし、料率設定時の前提が当てはまらなくなった場合等には、未経過の保険期間に対する債務を履行する上で責任準備金がおお不足する可能性があります。 このため、保険業法では、上記に基づいて積み立てた会計上の責任準備金と各社の保険計理人が適切と判断した方法により計算した将来収支を比較し、責任準備金の水準を補完的に確認する（不足がある場合は追加責任準備金の積立て）ことを求めています。 以上により、普通責任準備金の計算において初年度収支残を考慮しないこととする措置は、保険会社における財務の健全性確保の観点から、困難と考えられます。 なお、保険会社を取り巻く環境やリスクの態様の変化も踏まえ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整備していくことは重要であると考えます。保険業法に基づく会計処理の在り方についても例外ではありませんが、その見直しにあたっては、保険会社の財務健全性や保険契約者保護の観点に加え、会計処理の比較可能性や客観性、制度の見直しに伴うコスト・ベネフィットの観点等からも十分に検討する必要があるところ、いただいたご意見については今後の制度検討における参考とさせていただきます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
16	令和元年9月 ～ 令和2年3月	金融商品仲介業者と証券会社間の情報共有に係る顧客からの同意書の受入方法に関し、現在の金融商品取引業等に関する内閣府令等上、親子法人間のファイアーウォール規制で導入されている電磁的方法による同意取得に関する規定が見当たらない。 犯罪収益移転防止法上もオンライン完結方式が認められているため、顧客の口座開設手続等を完全にオンラインで完結するモデルを検討しているが、情報共有同意書の受入れが紙ベースしか認められない場合、大幅なコストアップ及び顧客の利便性低下が懸念されるため、顧客の同意について電磁的書面の受入れを可能としていただきたい。	本規制に係る同意取得の方法については、新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直しに係る要望も頂いており、投資家保護上の支障がない限りオンラインでの同意取得が可能となるよう、必要な措置を講じていきます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
17	令和元年9月 ～ 令和2年3月	外為法に基づいて金融機関は顧客の居住性判定を行う必要がある。 現状では、運転免許等の確認に加え、「在日6か月以上であるか否か」又は「勤務実態が有るか否か」をも確認することが必要であるとの解釈が提示されている。 外国人労働者が増える中、生活インフラとしての居住用口座を開設するのにあまりに不便すぎる、外為法の所管が財務省であることは承知しているが、金融機関の監督者として財務省とも協力の上、居住性の判定について検討してほしい。	今回頂戴した「本邦に入国後6か月以上経過するに至った者」等を外為法における居住者として扱う旨を示した大蔵省通達（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）に関するご意見について、金融庁は、同法を所管する財務省に対し、見直しの要否について検討を行うよう、継続的に協議を行ってまいります。 また、金融庁は、非居住者を含む外国人の金融サービスの利便性向上に向けたサービス提供のあり方等について、引き続き検討を行い、各金融機関に対して、①外国人対応に係るプリンシプルベースの考え方を含めた留意事項等を作成し、周知徹底を行うほか、②必要となる手続の丁寧な説明の態様を含め、ベストプラクティスと考えられる取組について横展開を図るなど、国際金融センターとしての地位確立を目指す政府としての方針に即した形で、生活者としての外国人の支援に係る取組を進めてまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
18	令和元年9月 ～ 令和2年3月	スチュワードシップ・コード（再改定版）に関するパブリック・コメントの実施に際して意見提出を行ったところ、結果の公示にあたり、下記の当該提出意見が一部のみを抽出した形で要約されてしまった。要約により削除された部分は重要な内容を含むものであり、編集や要約を行わずに公示がなされるべきであった。そのため、現在公示されている内容を修正し、当該提出意見全文を公示するよう求める。 1. スチュワードシップ・コード（以下、SSコード）の制定・受け入れが、上場企業の企業価値向上や持続的成長、さらに日本経済全体の成長にどのようにつながっているかを確認するために、株価やGDP等の変動を定量的に検証すべきではないか。 2014年のSSコード制定以来、運用機関、アセットオーナー、上場企業等に相応の負荷がかかっているが、EBPM(Evidence Based Policy Making。証拠に基づく政策立案)の観点からも、また費用対効果の観点からも、現在のSSコードの内容が適切かについて、株価等の経済指標の面からも検証すべきである。 また、SSコードは制定以降、受け入れた運用機関等に対する負荷が漸次的に高まる改定がなされてきているが、負荷が減る方向の改定が実施される気配は全くない。 SSコードに則った経営に相当のコストを投じている運用機関等も散見されるが、そもそもSSコードの内容や方向性が妥当かどうか（上述の企業価値向上等に本当につながっているのか）をしっかりと検証すべきである。	この度は、スチュワードシップ・コードの再改訂についてのパブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただき、誠に有難うございました。 当該パブリックコメントに関しては、例年、多数の個人・団体の皆様からご意見をいただくことから、結果を公表するにあたっては、読みやすさや理解しやすさの観点から、皆様からいただいたご意見については、同趣旨の他のご意見と統合することも含め、要約・整理して掲載させていただいているところです。 今回のパブリックコメントにおいても70弱の個人・団体の皆様よりご意見をいただき、上記の観点から皆様からいただいたご意見につき要約・整理をさせていただきました。頂いたご意見につきましても、216番及び251番において、要約・整理の上回答させていただいた次第です。 こうした事情につきましては、当該パブリックコメントの実施に際し、ご意見に対しての個別の回答は行わない旨をあらかじめお断りさせていただくことで周知をしておりましたが、意見公募結果の公表におきましては、ご指摘のとおり、意見の要約・整理が恣意的とならないようにすることが今後の政策をより良いものとするためにも必要であり、重要であると考えております。今後も恣意的な要約とならないよう、チェック体制を強化する等により対処してまいりたいと考えております。 （注）なお、行政手続法第43条第2項において、パブリックコメント結果は、必要に応じて、提出意見を整理・要約したものを公表できることとなっております。他方、本コードは、行政手続法第2条の「命令等」に該当しないため、行政手続法の手続きに準じてはありますが、同法の外で、任意で意見を公募させていただいたものであります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
18	令和元年9月 ～ 令和2年3月	なお、その検証の場の一つとして「SSコードに関する有識者会議」や「SSコード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」があると考えられるものの、経済指標の変動に関する定量的な検証には至っていない。 さらに、両会議ともにメンバーの人選が恣意的で、バランスが非常に悪いと感じる。 SSコードやコーポレートガバナンス・コードの推進派が多数選定されており、この人選で審議を行えば、運用機関等にとって負荷が高まる改定となるのは自明である。 2. SSコードはソフト・ローではあるものの、大手公的年金が受け入れ、SSコードに則った運営を行っており、運用機関に対してSSコードに即した運用を求めていることから、実質的にハード・ロー的な効果を持っている。 日本への投資資金の流入や、海外の運用機関の進出を不合理に妨げることのないよう、海外（欧州や英国との比較は上記会議にて検証済みであるので、それら以外の諸外国）の規制とのイコール・フッティングを十分に意識すべきである。 そのため、上記1で述べた点とも重複するが、現在のSSコードの内容・負荷が、企業価値向上等に真につながっているのかを十分に検証すべきである。	

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
19	令和2年4月 ～ 令和2年6月	新型コロナウイルス蔓延を受け生命保険各社はオンラインでの販売・勧誘を進めているが、契約時には署名のために申込書を郵送でやり取りすることが必要であり、顧客と保険募集人双方にとって手続きが煩雑となっている。ビデオ会議等で適切に本人確認をした上で、オンラインで電子署名することができるようにならないか。	6月上旬に、金融庁と金融機関の間で検討会を設置し、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しに向けて議論を進めているところであり、こうした場で集中的に議論を行うことによって、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう、金融庁として全力で取り組んでいるところ。 当庁としては、顧客の意向把握、情報提供および説明等の募集品質を確保いただくことを前提としつつ、「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、保険各社に対して、ビデオ会議システムを活用するなどの非対面による保険募集も含め、顧客のニーズに沿った保険募集の方法を更に検討いただきたいと考えているところ。 ご意見を頂いた、ビデオ会議画面上で適切な本人確認を行い、オンライン署名を行うことについても、技術的に適切な本人確認等が可能なのであれば、保険募集の一つの方法として認められる得るものであり、各保険会社による経営判断のもと、導入の是非についてご検討いただきたい。 なお、既にそのようなシステムを用いている保険会社もあるものと承知している。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
20	令和2年4月 ～ 令和2年6月	現在、通信販売を除く生命保険代理店（以下一般保険代理店）においては、第一次選択や意向確認等の観点から面談による説明が必須とされているため、新型コロナウイルス感染防止の観点から訪問面談による営業ができなくなっている。また、もともと多くのお客様は面談時間の削減を望んでおり、保険業法等によるお客様保護の考えと整合性が実務上取れていない。それらに鑑み、無面談によるリモートワーク（例えば電話による意向把握・意向確認・振り返り・お客様宛の郵送による申込書送付）でも保険募集ができるように、法令・ガイドラインの簡素化をお願いしたい。また、約款や契約概要・注意喚起情報についての募集人の情報提供義務・意向確認義務をお客様の情報請求義務に変更して頂きたい。	6月上旬に、金融庁と金融機関の間で検討会を設置し、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しに向けて議論を進めているところであり、こうした場で集中的に議論を行うことによって、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう、金融庁として全力で取り組んでいるところ。 当庁としては、顧客の意向把握、情報提供および説明等の募集品質を確保いただくことを前提としつつ、「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、保険会社や保険代理店に対して、非対面による保険募集も含め、顧客のニーズに沿った保険募集の方法を更に検討いただきたいと考えている。 ご意見を頂いた、電話による意向把握や意向確認等についても、保険業法や監督指針において禁止されているものではなく、顧客保護上の適切な態勢整備が行われるのであれば（※）、導入いただいて差し支えないものと考えており、既に多くの保険会社や保険代理店において、電話による保険募集は行われているところ。 ※監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩カ カ. 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。 例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。 （注）特定保険契約にあっては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
20	令和2年4月 ～ 令和2年6月		(ア) 電話による場合 顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法 (イ) 郵便による場合 当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法 (ウ) インターネット等による場合 当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような電磁的方法による説明を行う方法 (注1) 上記エ. に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。 (注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。 (注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
21	令和2年4月 ～ 令和2年6月	貴庁は「新型コロナウイルス感染症の影響により、法令上提出期限の確定している報告・届出についてお困りのことがございましたら、柔軟な対応を検討しますので、ご遠慮なく金融庁又は所管の財務（支）局までご相談ください。」と公表しているが、以下のとおり、実際には極めて相談しにくい状況となっている。 実際に相談すると、報告書が遅れる場合には、代表取締役名義の詳細な報告書の提出が必要と言われ、出勤が困難な状況で、法令の根拠がないにもかかわらず、押印の省略を認めないと言われる。また、法令上の根拠のない任意報告を多く求められる。 業務上でヒアリングが必要な際に、金融機関が用意する通信機器を利用したビデオ会議をいっさい認めず、発言者の特定が難しく意見交換がスムーズではない貴庁が用意した電話会議しか認めない。他の省庁では柔軟にビデオ会議を利用している中で、Fintechを謳いながらもTechの利用に大きな障害がある。	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金融機関等における当庁又は財務（支）局への報告等の提出期限について柔軟な対応を検討する旨を当庁ウェブサイトにて公表している。 他方、最終的に、どの手続きについて、どのような対応を可能とするかについて、監督当局で統一的な見解が具体的に存在している訳ではなく、各手続の性質や、その時々状況等、複数の要素について慎重に検討した結果、各担当部署において判断を下している実態も見られるところ。 こうした対応の違いを減らしていくために、提出期限の柔軟化に加えて、押印不要化や電子化を可能とするための一定の基準を示すことが出来るよう、官民手続に関する当面の対応方針として、 （１）e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下、「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、e メールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、e メール受付も可能とする （２）押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする （３）公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする （注）但し、収入印紙を必要とする申請書類については、消印する前に収入印紙をコピーすることが印紙等模造取締法により禁止されているため、収入印紙を貼付する欄を空欄として電子データで送付されたことをもって登録・認可等の審査手続を進めることを可能とするものの、登録・認可等については、後日収入印紙を貼付した原本が送付されたことをもって行うこととする。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
			旨、7月17日に各金融業界に周知文を送付している。 加えて、当面の対応後にどのような対策を講じていくかについても現在整理中であり、可及的速やかにお示ししたい。 ビデオ会議の導入については、金融機関の要望に応じて、非対面のヒアリングにも対応できるよう、前向きに取り組んでいる。これまで、通信機器の台数に限りがあったため、一部の会議において実現出来ているというのが実情であったが、現在、主要なオンライン会議システムに対応できるよう情報通信環境を整備したところである。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
22	令和２年４月 ～ 令和２年６月	新しい金融商品に関するＡ社の対応により損失を被った者が、ある金融ＡＤＲ機関に苦情をいれたところ、商品に関する理解に乏しいためか、全く対応してくれないばかりか、諦めるように言われるなど、中立、公正な立場ではなかった。	○金融ＡＤＲ制度は、金融商品・サービスの利用者と金融機関間のトラブルについて、金融ＡＤＲ機関が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供するものであり、利用者保護の充実・利用者利便の向上のため、重要な役割を果たしているものと考えます。 ○こうした金融ＡＤＲ制度の意義を踏まえ、金融ＡＤＲ機関には、金融商品・サービスに係るトラブルについて、幅広く紛争解決等業務の対象として利用者の相談等に応ずること、利用者との対応を通して事案の内容を適切に把握し利用者の疑問等に適確かつ分かり易く説明すること、公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のため研修の実施等による職員の資質の維持・向上を図ること等が求められています。 ○当庁のＡＤＲ担当部署においても、ご意見にある事例のような金融ＡＤＲ機関に関する相談・苦情等が当庁に寄せられた場合は、適宜金融ＡＤＲ機関に情報提供し、改善を促しているほか、「金融トラブル連絡調整協議会」においても、外部有識者の方々も交えて利用者保護の充実等に資する議論を行い、金融ＡＤＲ機関全体の業務改善を促してきているところです。 ○こうした対応も含め、今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
23	令和３年１月 ～ 令和３年３月	「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」に基づき、行政が発行する身分証明書（住民票およびマイナンバーカード、およびこれを根拠として免許証）に旧姓を併記することが可能になったにもかかわらず、預金取引等において、旧姓が使用できない、あるいは使用しづらいことを問題視したうえで、金融庁から金融機関に対する指導を依頼するもの。 １．銀行にて、結婚以前から保有していた普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申告したところ、早急に新姓へと名義変更する必要があると告げられた。その正当な理由について繰り返し説明を求めたが、銀行側からは「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなかった。 ２．銀行にて、結婚以前から保有していた普通預金口座の名義を旧姓のまま維持することができたが、口座を旧姓名義のままとするための申告書記入が必要であると言われ、これを記入した。身分証に旧姓が併記されている場合、結婚に伴って身分証明書上の氏名が「旧姓併記」へと変わったという事実について、銀行側へ申告する必要すらないはずであり、何の追加書類の提出も求められることなく、そのまま銀行を利用し続けられるべきである。法改正とその趣旨について、各銀行に対して情報の周知と理解の醸成が徹底されるべきである。	「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めているところです。金融庁においては、これまで、内閣府男女共同参画局より全国銀行協会等の各業界団体に対して銀行口座等の旧姓使用の協力要請を発出した際に、各業界団体との意見交換会の場を通じ、円滑な旧姓による口座開設等の対応を促す旨を要請してきております。 今回いただいたご意見等を踏まえ、金融庁としては、改めて全国銀行協会等の各業界団体に対して、旧姓による口座開設等の申し込みを受けた場合には、例えばマネロン対策など金融機関において新旧両姓の双方を適切に管理する上で真に必要な手続き等について丁寧且つ積極的に顧客説明を行い、顧客からの十分な理解を得つつ、可能な限り円滑な対応をとること等を要請いたしました。 また、引き続き旧姓の通称使用の拡大を推進する観点から、金融機関における旧姓による口座開設等の対応状況・課題等について実態把握を実施するとともに、金融機関における顧客対応の向上に向けた取組みを促してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
24	令和３年１月 ～ 令和３年３月	金融庁が所管する委員会や審議会の委員等の構成（年齢層）を変えていく必要があると考える。もちろん、経験豊富な有識者（50代後半～60代）による議論は、方向性を見誤らないために重要であることは理解しており、今後も中心であり続けられると思われる。 しかしながら、実務・現場との距離感が大きすぎる年代にも思われるため、より若い世代（20代、30代とは言わないまでも、40代）の有識者等も積極的に議論に加えていくことをご検討いただきたい。	金融庁における有識者会議等の委員等の選任状況としては、50代、60代の委員等がそれぞれ約４割、あわせて約８割となっており委員構成の中心となっていますが、40代以下の委員等も約１割選任されています。 ご指摘をいただきましたとおり、若い世代の意見を反映させていくことは重要であると認識しております。 金融庁において開催する各種の有識者会議等については、その目的や審議事項等は様々となっていますが、多様な意見等を反映させていく観点から、いただいたご意見も踏まえ、委員等の選任に当たっては、それぞれの会議等によって求められる知識・経験等を有する人材を人物本位で選任することを前提としつつ、委員等の専門分野・属性・ジェンダー・年齢などの多様性にも留意して行ってまいりたいと考えます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
25	令和３年１月 ～ 令和３年３月	難病患者が難病患者会等の任意団体の名義変更等の口座手続きをＡ銀行でしようとしたところ、マネーロンダリング等の金融犯罪防止を理由に、銀行職員に代筆を拒否された。難病患者には、対人のやり取りが可能な金融機関の方が、振込手数料や口座維持コストが安価なネット銀行よりも利用しやすい。銀行職員の代筆が可能となるよう制度や合理的配慮の整備を求めたい。 また、特定の障害者団体に対して手数料の免除を行う金融機関が見られるが、手数料の免除を他の障害者団体や難病等の患者会に対しても適用していただけるよう金融庁から呼びかけていただきたい。	障がい者の求めに応じて銀行の職員による代筆を可能とする制度や合理的配慮の整備に関するご意見については、「主要行等向けの総合的な監督指針」（Ⅲ－６－４－２（２）①）等において、銀行が、自筆が困難な障がい者等への代筆について、職員等による代筆を可能とする旨の社内規則を整備し十分な対応を行うよう定めています。 金融庁としては、障がい者に配慮した取組みに関するアンケートにより金融機関の取組状況をフォローしつつ、業界団体との意見交換会を通じて、金融機関全体に対し代筆対応の周知徹底を行ってまいります。 また、障がい者に対する手数料の免除については、取引内容（残高、取引明細等）の点字による無料の通知を行っている金融機関や窓口での振込手数料をATMでの振込と同額に減免している金融機関がみられるところです。どのような手数料を徴収するかについては金融機関の経営判断に属する事項となりますが、障がい者に配慮した取組事例として参考となるよう金融機関に紹介してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
26	令和3年4月 ～ 令和3年6月	継続してプリペイド携帯サービスを利用するため、翌年分のプリペイドカードを前もって購入した。その際、有効期限（1年）に関する十分な説明がなく、顧客控えにも大きな文字で有効期限に関する注意書がなかった。その結果、年内にカードの有効期間が到来して無効になったという理由で翌年分の登録ができず、業者からは資金決済法があるから返金しないと口頭で説明され、残高が未使用で失効し損をしてしまった。 資金決済法は企業の利益に寄りすぎていないか。例えば、プリペイドカードの有効期限が短すぎるし、購入時の有効期限に関する注意喚起が不十分。支払った資金は企業の前受金扱いであり、該当額を供託させるべき。	プリペイドカードを含む前払式支払手段の発行者は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第13条及び前払式支払手段に関する内閣府令第21条及び第22条において、 ・前払式支払手段の発行者の氏名、商号又は名称 ・前払式支払手段の支払可能金額等 ・有効期限がある場合には当該有効期限 等の各事項について、利用者に対して、読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報を提供しなければならない旨が規定されています。 ご意見にある事例を含めまして、前払式支払手段に関する相談・苦情等が当庁に寄せられた場合は、管轄する財務局等を通して適宜当該前払式支払手段発行者に情報提供を行っており、引き続き、この取組を行いたいと考えております。 また、資金決済法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会とも連携し、有効期限などについて、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報提供を行うよう、改めて前払式支払手段発行者に資金決済法の趣旨を周知し、改善を促していくほか、ご意見にある事例のように有効期限など利用者にとって重要な情報を変更して発行する際は利用者保護の観点から注意喚起を十分に実施するよう併せて周知させていただきます。 加えて、有効期限を含めた法令に基づく利用者への情報提供について、前払式支払手段発行者ごとの実態把握を行い、相談・苦情等が寄せられている場合には必要に応じて要因分析を実施し、改善を促していきたいと考えております。 なお、前払式支払手段発行者の供託義務については、資金決済法第14条及び資金決済に関する法律施行令第6条において、供託が必要となる基準日未使用残高の最低額が千万円と定められており、これを超える場合は当該基準日未使用残高の二分の一以上の額の発行保証金を供託しなければなら

			らないとされております。 資金決済法に基づき定期的に提出される前払式支払手段の発行の業務に関する報告書により供託等の状況を監督しております。 これら対応も含め、今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。
--	--	--	--

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
27	令和3年10月 ～ 令和3年12月	事業者の決済サービスについて、利用者対応窓口として電話窓口を設けておらず、メールだけで対応することを金融庁は許しているが、メールで問い合わせをしても1週間経っても返信がなく、利用者対応窓口が機能していない。 このような事業者に登録を許しているのはおかしい、利用者対応に関する規制を強化すべき。	資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）等や事務ガイドラインにおいて、資金移動業者には、利用者からの相談・苦情等（以下「苦情等」という。）に対して適切かつ迅速な対応を可能とするよう担当部署や処理手続を定める等、必要な態勢整備を行うことが求められております。 当庁としては、資金決済法を踏まえた利用者からの苦情等対応に係る必要な態勢の整備について、同法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）と連携し、事業者に対して改めて周知し、改善を促してまいりたいと考えております。 なお、資金移動業者に係る利用者の苦情等が国民生活センター・消費生活センターにも寄せられている状況を鑑み、苦情等への対応について更なる改善を行う観点から、 (1) 上記の通り、協会と連携し事業者に対して周知を行うにあたっては、国民生活センター・消費生活センターからの照会・情報提供等に適切に対応できるような態勢整備を、事業者に促してまいりたいと考えております。 (2) 加えて、協会に対しても、国民生活センター・消費生活センターとの連携強化を促してまいりたいと考えております。 今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
28	令和４年４月 ～ 令和４年６月	公開買付けの事前相談に関して、交渉局面における「手の内」（提案価格の根拠）を届出書に記載する実務対応等、関係者からは疑義が出ている。 今後も公開買付けの件数の増加が見込まれる中、企業や弁護士に対し、行政として指導方針等を説明したほうが良いのではないか。	関東財務局において、公開買付届出書の事前相談を受け付けており、金融庁とも連携の上で対応を行っております。引き続き、投資者保護の観点から、金融庁・関東財務局において事前相談を実施してまいります。 今後、市場関係者の意見を踏まえつつ、事前相談の在り方につき、指導方針の明確化を含めて検討してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
29	令和4年10月 ～ 令和4年12月	令和4年9月1日付けで金融庁より「いわゆる「みなし入院」による入院給付金支払対象等について（要請）」という文書が生命保険協会他宛てに通知された。この要請に基づいて、各保険会社はみなし入院による入院給付金対象をリスクのある層（例えば65歳以上の者等）に限定するという方針に変更される。 保険契約は同じ契約内容であれば同じ内容の補償が得られることが大前提であるにもかかわらず、この要請により本来入院加療を必要とした患者であってもリスクのある層に該当しなければ入院給付金を得られなくなるため、この大前提が覆されることになり、契約者間の不平等を招き国民の権利を侵害する完全に誤った対応である。 この通知の背景にどのような要請があったか知らないが、契約者間の不平等を招く通知はするべきではない。	新型コロナの感染拡大以来、保険会社は、被保険者が自宅等において医師等の健康観察下で療養を行った場合でも入院とみなし、特例的に入院給付金を支払うよう、保険約款の柔軟な解釈・適用を行ってきたものと承知しています。 先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和4年9月26日以降、新型コロナの発生届の対象を重症化リスクの高い方（注）に限定することになり、重症化リスクの高い方か否かで自宅療養をされている方に対する医師等の関わり方も変わるため、金融庁は生命保険協会等に対して、こうした政府の方針を踏まえた入院給付金の取扱いの検討を要請しました。当庁からの要請を受け、各保険会社において個別に検討された結果、多くの保険会社において一部原則的な対応に戻るようになったものと考えています。 （注）①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方、④妊婦 医療保険や保険約款は保険会社によって様々ですので、一概には申し上げられませんが、今般の見直しによって、入院給付金の支払対象から外れるケースが生じたとしても、保険会社による恣意的な契約の変更（いわゆる不利益変更）にはあたらないと考えています。 金融庁としては、保険会社において、こうした取扱いの変更について、保険契約者等に対して丁寧な説明や周知・広報が行われるよう引き続きしっかりと促していきます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
30	令和４年１０月 ～ 令和４年１２月	多くの銀行において、外為法上の居住者であることを口座開設の条件の一つとして定めているところ、留学生は、入国後６か月間を経過するまで、外為法上の非居住者扱いとなる結果、銀行口座の開設ができないという話をよく聞く。入国後６か月間の経過を待つことなく、留学生が銀行口座を開設できるよう、対応をご検討頂きたい。	金融庁としては、当該顧客の口座を非居住者預金口座として取扱いを行う金融機関に対し、非居住者預金に関する丁寧な案内を実施するよう改めて周知し、非居住者を含む外国人顧客の金融サービス利用の利便性向上に向け、引き続き取り組んでまいります。 なお、金融機関においては一般に、「外国為替及び外国貿易法」及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和５５年１１月２９日付蔵国第４６７２号、以下「解釈運用通達」）に基づき、顧客の居住性を判定しておりますが、「規制改革推進に関する中間答申」（令和４年１２月２２日）にあるとおり、財務省は、外国人の居住性判定基準について、より実態に沿う形で見直せるかどうか、令和４年度中できるだけ早期に検討を開始し、令和５年上期を目途に見直しの方性を整理した上で結論を得る、としております。 また、同答申にあるとおり、金融庁も財務省と緊密に連携しながら当該外国人顧客に対して居住者口座または居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、引き続き取り組んでまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
31	令和5年1月 ～ 令和5年3月	高齢顧客は認知判断能力が低下していることがあるため、保険契約を締結する場合、必ずしも契約内容等を理解していないことがあり得る。このため、保険会社が高齢顧客を相手方として保険契約を締結する際には、親族等の同席を必須としてほしい。 また、保険会社のホームページにおける苦情窓口には、生年月日の入力を求めるものがある。しかし、苦情を受ける上で生年月日を把握する必要はないため、保険会社に対して生年月日の入力を求めないよう促してほしい。	①高齢者の契約時における「親族等の同席」の取扱いについて 生命保険協会・損害保険協会の高齢者対応に関するガイドラインでは、高齢者加入時の対応として、高齢者の特性やトラブルの未然防止の観点から「親族等の同席」、「複数の募集人による保険募集」、「数回の保険募集機会の設定」及び「高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認」といった4つの取組みを推奨しつつ、これらの対応の組み合わせなどにより高齢者に対して適切かつ十分な説明がなされる態勢整備を求めています。その上で、特に外貨建保険など市場リスクを有する保険商品の加入時には、「親族等の同席」と「複数の保険募集機会」の組み合わせを原則的な対応として定めています。 ご指摘の高齢者の契約時における対応については、例えば高齢者であっても相当の金融リテラシーを有する方もいれば、親族の同席を望まない事情を有する方もいるように、顧客一人ひとりによって状況が変わり得ることを踏まえれば、一律に規制を設けるよりも、各保険会社・代理店がそれぞれ商品や顧客の特性に応じて、創意工夫を行っていくことが望ましいと考えます。 金融庁としては、高齢者に対する契約時の対応について、保険会社向けの総合的な監督指針において、高齢者加入時の対応として業界のガイドラインと同様に「親族等の同席」を含む4つの取組みを挙げ、契約者の意向や商品の特性等を踏まえた保険会社各社の創意工夫を促しつつ、苦情分析などを通じて保険会社・代理店に対してモニタリングを行っているところであり、引き続き、顧客本位の業務運営を徹底する観点から、保険会社における適切な対応をしっかりと促してまいります。 ②ホームページの苦情窓口における「生年月日」の必要性について 保険会社のホームページにおける意見フォームには、ご指摘のとおり、生年月日の入力を必須としている例があります。 氏名に加えて生年月日を把握することについては、一般的に、保険会社に対するご意見・苦情は、顧客が実際に契約している保険商品に関するものが相当数あるところ、苦情原因である既契約の特定などに速やかに対応する観点からの対応であるものと承知しております。

			他方、ご意見・苦情は必ずしも既契約に紐づくもののみではないことを踏まえ、金融庁としては、ホームページにおける意見フォームについて、利用者のニーズや各社の実情を踏まえた見直しがなされるよう、保険会社に促してまいります。
--	--	--	---

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
32	令和５年１月 ～ 令和５年３月	来年度からの新 NISA の導入により、NISA 口座で管理される有価証券の額は飛躍的に大きく増えるものの、NISA 口座は一個人につき一つの金融機関にしか開設できず、このままでは口座開設機関である販売会社（主に証券会社）の優位が益々強くなり、結果として販売会社の投信会社に対する優位が益々強くなって、顧客本位の業務運営原則に反する状況が強まる問題が生ずるおそれがあるので、複数の金融機関に NISA 口座の開設ができるようにする等、何らかの対策が必要である。	現行の NISA 制度では、つみたて NISA は年間 40 万円まで、一般 NISA は年間 120 万円までの投資上限額（「年間投資枠」）が設定されており、この年間投資枠の管理を行うため、制度開始当初から、その年に買付け可能な NISA 口座・金融機関を一つとする制度設計とされています。2024 年 1 月からの新制度においても、年間投資枠が設定される点は同様であり、その年に買付可能な NISA 口座を複数の金融機関で開設することはできないこととされています。 一方、家計の安定的な資産形成を実現するためには、販売会社を含めた金融事業者による顧客本位の業務運営を徹底することが重要です。金融庁は、これまで「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、顧客の最善の利益を図るべきことや、顧客のニーズにふさわしい商品・サービスを提供することを求めてきたところです。 顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げを図るため、本年 3 月 14 日に国会に提出致しました「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」では、顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を広く金融事業者一般に共通する義務として定めることとしております。 こうした制度整備も踏まえ、「原則」に反する状況が生じないよう、金融庁として、引き続き金融事業者のモニタリングや対話を進めてまいります。 あわせて、資産運用業の高度化及び顧客本位の業務運営の観点からは、販売会社に依存することのないよう資産運用会社の独立性が確保されることが重要であり、資産運用会社との対話を継続してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
33	令和５年１月 ～ 令和５年３月	保険業法第 300 条第 1 項第 5 号において禁止される、保険募集等に関する特別の利益の提供等について、様々な「抜け穴」が作られている可能性がある。 たとえば、保険リーズ会社がプロカメラマンによる無償の写真撮影会を開催して、その機に乗じ、参加者を保険勧誘に誘導するという例があるようである。 このような現状に関して、何らかの対応を検討してほしい。	保険業法における「特別利益の提供」の禁止とは、保険契約の締結又は保険募集に際して、契約者等に対して保険料の割引や割戻その他特別の利益の提供を禁止するものであり、その趣旨は、契約者間の公平性や保険業の健全な発展が阻害されることを防止することにあります。 金融庁では、この特別利益の提供の禁止に係る該当性の判断については、現行の法令及び監督指針において示されている基本的な考え方を踏まえ、個別事案の詳細を把握した上で、提供される利益が実質的に新たな保険契約の締結に結び付いているかどうか、提供される利益に係る経済的価値の社会相当性の程度といった点を総合的に勘案したうえで、個別具体的に判断することとしています。 ご意見にある保険リーズ会社は、保険会社等の委託を受け、契約見込み客の発掘から契約成立までのプロセスのうち、保険募集に該当しない行為、具体的には個別の保険商品の説明を行わずに契約見込み客の情報を保険会社等に提供するだけの行為等（「募集関連行為」という）を営む事業者であることが一般的です。 この募集関連行為については、特別利益の提供の禁止等の募集規制が適用されるものではありません。一方、金融庁としては、募集人登録制度や募集規制の潜脱を防止する観点から、特定の保険会社の商品のみを見込み客に対して積極的に紹介し、当該保険会社等から報酬を得る行為などについては、募集関連行為ではなく、保険募集との一体性・連続性が認められるものとして保険募集に該当し得る旨を監督指針に示しています。その上で、募集関連行為者の行為が、無登録のまま募集行為を行うことがないよう、必要に応じて、保険会社等における保険リーズ会社の活用実態を把握した上で、保険会社等に対して適切な委託先管理を求めています。 金融庁としては、引き続き、契約者間の公平性を阻害したり、保険業の健全な発展を妨げるような不適切な保険募集が行われないよう適切にモニタリン

			グを行うとともに、保険リース会社が集客行為を加熱させることにより募集人登録制度や募集規制の潜脱が生じるといった事態を防ぐ観点からも、保険会社等に対して適切な委託先管理を求め、個別事案の実態把握を行う中で特別利益の提供に係る懸念等が認められる場合には、適時適切に対応してまいります。
--	--	--	---

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
34	令和5年1月 ～ 令和5年3月	1. つみたて NISA に関する内閣府告示第 540 号第 2 条第 1 号ロ（２）において、つみたて NISA の非課税口座が開設されている金融商品取引業者が「上場株式投資信託の受益権に係る手数料」を顧客から受け取ることが禁止されているところ、本規定は、口座管理手数料を禁止したものと説明されている。 したがって、当該金融商品取引業者が、顧客と投資一任や投資助言の契約を締結した上で、つみたて NISA の非課税口座で上場株式投資信託による運用をサポートし、その対価として、（口座管理手数料ではなく）投資一任や投資助言の手数料を受け取るとは、同告示上、禁止されていないと解することは適切であるか、明確にして頂きたい。 2. 仮に、つみたて NISA の非課税口座が開設されている金融商品取引業者が投資一任や投資助言の手数料を顧客より受け取ることが広く禁止されていると解釈される場合であっても、当該金融商品取引業者とは別の金融商品取引業者がかかる手数料を顧客か	1. 「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」（平成 29 年内閣府告示第 540 号、以下「本告示」という。）におけるつみたて投資枠（つみたて NISA）対象商品に係る手数料基準については、つみたて NISA 創設当初、金融庁に設置された長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループにおいて、「投資初心者も含めた幅広い家計が利用するという観点からは、積立 NISA の対象商品に関しては、販売手数料（購入時手数料）や信託報酬（運用管理費用）等に一定の制限を設けることとし、低コストの投資信託に限定することが必要と考えられる」（同ワーキング・グループ報告書より）とされたことを踏まえ、①販売手数料をゼロ、②「上場株式投資信託又は公募株式投資信託の受益権に係る手数料」をゼロ、③解約手数料をゼロ、④信託報酬を一定水準以下とすることが規定されました。このうち、②「上場株式投資信託又は公募株式投資信託の受益権に係る手数料」については、販売手数料や解約手数料、信託報酬以外の名目で潜脱的に手数料を徴収することを防止する観点から規定しているものと考えており、業界向けの説明等では具体例として口座管理手数料が該当する旨説明していたところです。 本告示第 2 条第 1 号ロ（２）の規定は、投資一任や投資助言に係る手数料を直接禁止するものではありませんが、当該規定は、販売手数料や解約手数料、信託報酬以外の名目で潜脱的に手数料を徴収することを防止する観点から規定されていることを踏まえ、非課税口座が開設されている金融商品取引業者が投資一任や投資助言のサービスを提供し、その対価として手数料を受け取ることが当該規定に抵触するか否かについては、提供されるサービスの内容や手数料の体系等、個別事例に照らして慎重に判断する必要があるものと考えられます。 2. 本告示においては、上場株式投資信託の受益者からつみたて投資枠（つみたて NISA）の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に対して当該上場株式投資信託の受益権に係る手数料が支払われないこととされていることから、この手数料基準は、非課税口座が開設され

		ら受け取ることは同告示により禁止されていないと解することが適切か、明確にして頂きたい。 なお、つみたて NISA の非課税口座の有無により、金融商品取引業者が投資一任や投資助言の手数料を顧客から受け取ることの可否が決まることは、告示の解釈として衡平を欠くのではないか。また、大手金融グループであれば、同じグループ内の複数の金融商品取引業者が役割分担することで、投資一任や投資助言の手数料を顧客から受け取ることは容易に可能となる一方で、独立系の金融商品取引業者（フィンテック・スタートアップを含む）は投資一任や投資助言の手数料を顧客から受け取れず、「公正、簡素、中立」を旨とする我が国の税制にかかる告示の解釈として著しく衡平を欠くのではないか。 3. 販売会社が顧客と投資一任契約を締結した上で、中立的な立場から（資本関係のない）第三者の運用会社の上場投資信託（ETF）での運用をサポートし、その対価として投資一任の手数料を顧客から受け取るビジネスモデルは、販売会社が運用会社と契約してその投資信託を顧客に販売し、信託報酬の一部を当該運用会社から受け取る従来型のビジネスモデルと比較して、顧客との間で利益相反が生じるリスクが小さい。資産形成層にフォーカスした前者のビジネスモデル（ETF を用いた、いわゆる「一任型ロボアドバイザー」）の預かり資産が約 1 兆円に達し、顧客の安定的な資産形成に貢献していることを踏まえ、そのようなビジネスモデルの健全な発展が阻害されないよう、フィデューシャリー・デューティの観点から、つみたて NISA に関する告示の見	ている金融商品取引業者等に対して適用されるものと考えます。このため、今般ご意見のあったつみたて投資枠（つみたて NISA）の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等とは別の金融商品取引業者等が投資一任や投資助言の手数料を顧客から受け取ることについては、基本的には本告示において禁止されるものではないと考えます。ただし、2 つの金融商品取引業者等が実質的に同一と言えるかといった個別具体的な事情も考慮されうるほか、必要に応じ上記 1. でお示しした点も踏まえて判断されるものと考えます。 なお、本告示における手数料に関する要件は、つみたて投資枠（つみたて NISA）に受け入れることができる商品の要件を定めているものであり、本告示の規定をもって、非課税口座の有無により投資一任や投資助言の手数料を顧客から受け取ることの可否が決まるわけではないことから、衡平を欠くのご指摘は当たらないと考えます。 3. 貴重なご意見として参考にさせていただきます。NISA が引き続き国民の皆様の安定的な資産形成に資する制度として活用されるよう、継続的に改善を検討してまいります。
--	--	--	---

		直しを行うべきではないか。 なお、告示の見直しを行う際には、つみたて NISA の対象となる商品の信託報酬率が一定水準以下とされていることを踏まえ、つみたて NISA において顧客から受け取ることができる投資一任の手数料の上限を新たに設けるべきではないか。 また、フィデューシャリー・デューティーの観点からは、従来のように回転売買による販売手数料（コミッション）に依存したビジネスモデルではなく、顧客に対して質の高いアドバイスを継続的に提供し、その対価としての適切な手数料（フィー）を得ることで顧客の資産形成と事業成長を同時に実現させるビジネスモデルが望ましく、金融行政としても、そのようなビジネスモデルを推奨し、あるいは、少なくともそのようなビジネスモデルの健全な発展が阻害されないよう、留意するべきではないか。 4. 告示のアカウンタビリティを徹底してほしい。例えば、告示に規定されている適格ファンドの選別基準についての説明がどこにも示されていない。なぜ、「単品」と「組合せ」の種類分けの対象になるのかの理由も示されていない。対象投信 1 つ 1 つの選定理由を開示するのは難しいかもしれないが、少なくとも選別基準は具体的かつ説得力ある形で示すべきではないか。また、告示を変更する手続も外からは見えないのは問題ではないか。	4. 本告示の要件については、つみたて NISA 創設時における税制改正プロセスの中で議論されるとともに、金融庁に設置された「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」の報告書も踏まえて規定されました。規定にあたっての考え方については、当該報告書において具体的に示されているものと考えています。また、つみたて NISA 創設当初においては、対象商品の要件や告示の考え方等について、業界向け説明会等で説明しているほか、個社からの照会に対しても、その都度対応しているところです。
--	--	---	--

			本告示の改正手続については、本告示が租税特別措置法等の関係法令に基づくものであることから、税制改正プロセスの中で検討が行われ、結論が得られるものです。また、税制改正要望の内容や要望結果については、その概要を公表するなど、必要な情報発信を行っております。
--	--	--	---

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
35	令和5年4月 ～ 令和5年6月	1. 新しいNISA 制度では「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が設けられているが、ヘッジ目的等（注）以外の目的でデリバティブ取引を行わないとされている（「デリバティブ要件」）。 注）① 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ② 価格変動及び金利変動により生ずるリスクを減じる目的 ③ 為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 しかし、「成長投資枠」にまで、比較的初心者である投資家を想定した「つみたて投資枠」と同じデリバティブ要件を適用することは、金融工学を否定する印象を与えるし、国際金融センター構想や資産運用業高度化にもそぐわない。また既に市場で販売され存在している一般の投資信託を「成長投資枠」の投資対象にするためには、デリバティブ要件に沿うように膨大な商品内容の変更や約款改訂作業を行うことを、投信会社に強いることになる。「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の性格差をふまえ、後者についてデリバティブ基準の適用をはずすか、それを緩めた基準の適用を考えるべきではないか？ 2. 「つみたて投資枠」の指定インデックス投資信託のコストの判断基準を、投信会社、販売会社、信託銀行が恣意的に調整できる信託報酬制度にしているのは、税の潜脱行為を助長しかねない。このような疑念を招かない、透明性に優れた「総経費率」に変更すべきではないか？	1. 令和5年度（2023 年度）税制改正においては、国民の皆様がそれぞれのライフプランに応じて、長期・積立・分散による継続的な資産形成を行えるよう、NISA の抜本的拡充・恒久化が行われたところです。 抜本的拡充・恒久化に当たっては、（つみたて投資枠／成長投資枠の別にかかわらず）NISA が安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえて、成長投資枠についても、つみたて NISA と同様のデリバティブ要件を措置することとされました。 （なお、令和2年度（2020 年度）税制改正において措置された NISA の制度見直しの段階で、一般 NISA にも上記と同様のデリバティブ規制が導入されることとされていきました。（同見直しは、2024 年から実施される予定でしたが、令和5年度（2023 年度）税制改正においてこれを更に改正し、現行の NISA となっています。）） 金融庁としては、NISA が引き続き国民の皆様の安定的な資産形成に資する制度として活用されるよう、ご指摘の点も踏まえつつ、継続的に改善を検討してまいります。 2. つみたて NISA 創設の際、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書においては、「投資初心者も含めた幅広い家計が利用するという観点からは、積立 NISA の対象商品に関しては、販売手数料や信託報酬等に一定の上限を設けることとし、低コストの投資信託に限定することが必要と考えられる」とされ、これを踏まえて信託報酬率に上限

		3. 「つみたて投資枠」の指定インデックス投資信託には株式型とバランス型の2種類しかないが、これは拡大を考えるべきではないか？	が設けられました。 ご指摘の総経費率は、実績を元に算出しており予め算出できないほか、可変であるなど信託報酬率とは異なる特徴があり、検討に当たっては課題にもなると考えられますが、NISAが引き続き国民の皆様の安定的な資産形成に資する制度として活用されるよう、ご指摘の点も踏まえつつ、継続的に改善を検討してまいります。 3. 上記ワーキング・グループの報告書においては、つみたてNISAが投資初心者による利用を念頭に置いていることを踏まえ、「分散投資の効果を発揮しつつ、安定的な運用を目指す観点から、積立NISAにおいては、基本的に、アセットクラスや地域が分散されている投資信託が望ましい」としつつ、「既に預貯金等の元本確保型の資産を多く保有している家計においては、株式のみを投資先とする投資信託についても、積立NISAの対象に含めることには合理性が認められる」こと等が指摘されています。 現在のつみたて投資枠の指定インデックス投資信託は、こうした指摘を踏まえて、株式のみに投資するもの又は株式を含む複数の資産に投資するものが対象とされているところ、NISAが引き続き国民の皆様の安定的な資産形成に資する制度として活用されるよう、ご指摘の点も踏まえつつ、継続的に改善を検討してまいります。
--	--	--	--

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
36	令和５年４月 ～ 令和５年６月	新しいNISA 制度において、成長投資枠の対象投資信託から高レバレッジ型の商品が除外されることになっているが（「デリバティブ要件」）、その基準は不明確である。 他方、成長投資枠の対象になっている投資信託が税制適格商品であるか否かの判断は金融庁では認定しないことになっている。投資信託運用会社が申請した商品を投資信託協会がリスト化して公表するのみになると言われているが、税制適格要件を満たしているとされた商品が、実際には満たしていないとされたとする、投資家は納税義務を負うことになるが、誰がその損害を賠償することになるのか？もちろん、税制適格ありとの判断について責に帰すべき事由があるとされる者がいる場合であり、販売会社や投資信託運用会社ということになるが、これ等の当事者は、財務的に損害賠償を負担できるだけの能力があるのか？ このような問題の発生を避けるためには、従来から投信協会による区分のある「ブル・ベア型」と監督指針において確認書の取得が義務付けられている「通貨選択型」を除外対象とすることで十分なのではないか。	ご指摘の成長投資枠における「デリバティブ要件」については、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項第 3 号ロに基づき、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（平成 29 年内閣府告示第 540 号（以下「告示」という。））第 7 条第 2 項にて具体化されています。 その上で、成長投資枠対象商品として取り扱う投資信託が、税法及び告示に定める対象商品の要件を満たしているか否かについて、顧客に対し責任を負うのは一義的には販売会社であり、運用会社の責に帰すべき事由がある場合には、運用会社が責任を負うことになるものと考えられます。なお、金融庁としても、必要に応じて指導・監督等を行っていくこととなります。 金融庁としては、NISA が引き続き国民の皆様の安定的な資産形成に資する制度として活用されるよう、様々なご意見を踏まえつつ、継続的に改善を検討してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
37	令和5年4月 ～ 令和5年6月	1. 日本は、無登録営業について刑事罰がありますが、代表者を拘禁し、日本の法廷に連れてこないと訴追できず（刑訴法 286 条）、無力です。そこで、無登録営業に対して、①裁判所の禁止・停止命令、課徴金等を導入してはどうでしょうか。また、②公示送達[金融庁 HP に掲示する方法等]や、[公示送達をしたことを電子メール等で伝達する制度]を導入してはいかがでしょうか。 2. 組織犯罪法では、犯罪収益等の没収と被害者への返金について規定していますが、刑事有罪判決が外国法人に対しては取れないので、収納代行等を通じて、外国に資金を逃避されるケースでは、無力です。行政没収の規定を設けて、海外法人に対しても、行政没収・民事没収ができるような規定を設け、かつ、被害者に返金等ができるような手続きを設けてはいかがでしょうか。 3. 収納代行など、現在、為替取引として扱われていない（銀行又は資金移動業者でなくても行うことができる）業務について、業規制をかけないまでも、FinCEN 登録のような制度を設けてはどうか。	これまで、無登録で、日本居住者を相手方として暗号資産交換業を行っていた外国の暗号資産交換業者に対しては、警告書を発出した上で、その事実を金融庁HPにおいて公表しており、概ね、事業者において日本語サイトを閉鎖するなどの対応がなされています。したがって、こうした運用により一定の効果が得られているところであり、これまでの運用を継続していくことが有効と考えております。 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制については、ご指摘の点も含めて、今後の環境変化や諸外国の動向等も踏まえながら、必要に応じて対応を行ってまいります。 組織的犯罪処罰法による没収の在り方については、法務省の所管と認識しており、国外に移転した財産を取り戻すために国外に適用・執行する法制度を構築することについてはそうした枠組みの中で検討されることが適切と考えられます。 なお、金融庁としても、マネー・ローンダリング等への対策は重要と考えており、今後の環境変化や諸外国の動向等も踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら、必要に応じて対応を行ってまいります。 資金決済法は、為替取引（資金移動業）のほか、前払式支払手段の発行や暗号資産交換業など、利用者保護等の必要性に応じて、各種の業規制を課しております。 また為替取引以外の業務においても、マネー・ローンダリング等への対応は重要と考えており、例えば、2023 年 6 月施行の改正法において、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に対して、資金決済法に基づく業務実施計画の届出を求めるとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の義務を課しております。

		4. 東京財務事務所（関東財務局）が、『収納代行は為替取引にあたる』という見解は金融庁資金決済モニタリング室の正式見解である」と述べて、資金移動業の登録申請をする際に、申請事業とは別に収納代行事業を行っているかをヒアリングし、収納代行を行っていることが分かった事案で、『収納代行は為替取引である』『今まではRBAに基づいて取締りをしてこなかったが、海外収納代行についてはリスクが高い』『登録を要請する』という趣旨の行政指導を電子メール等で申請事業者に対して行っているのは問題ではないか。	ご指摘の収納代行については、様々なサービス類型が見られるところであり、それぞれの利用者保護やマネー・ローンダリング対応等の要請を踏まえつつ、必要に応じて規制の在り方を検討してまいります。 為替取引については、法令上定義はありませんが、最高裁決定（最決平成 13 年 3 月 12 日（刑集 55 巻 2 号 97 頁））において、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」とされているところ、いわゆる収納代行に為替取引の規制を及ぼすか否かについては、2009 年（平成 21 年）の資金決済法制定当時の金融審議会金融分科会第二部会の議論では、「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当」とされました。 その後、2019 年 12 月 20 日の金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告書においては、「それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当である」旨が示されているところです。 この点、海外に所在する者との間での支払いを伴う収納代行については、代金引換を含め、金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を収受し、当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる典型的な収納代行と比較して、資金の流れが複雑であること等により、典型的に利用者保護上の問題が生じるリスクやマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスク等が高く、為替取引に関する規制を適用する必要性が高いことから、海外に所在する者との間での支払いを伴う収納代行を行う事業者には資金移動業登録をしていただく場合が多いと考えております。 個別の資金移動業の登録申請の手続においては、当該運用に従い、申請者との適切なコミュニケーションが図られるよう財務局とも連携してまいります。 海外に所在する者との間での支払いを伴う収納代行については、今後の環境変化、諸外国の動向等にも目を配りながら、必要に応じて適切に対応してまいります。
--	--	--	---

		5. 金融庁のマネロンガイドラインの法規範性について、今後の FATF 審査のことを考えると、ガイドラインに示されている規範を法令レベルに格上げすべきではないか、法令レベルに格上げしないままで金融機関に事実上強制するとすれば、金融機関は、法令上の根拠なしに顧客に対して情報を求めたり取引を拒絶したりしなければならず（裁判等で争わなければならない）、困難な地位に置かれるのではないか。	経済・金融サービスのグローバル化やマネロン等の手口の巧妙化に加え、近年の国際情勢の不安定化により、不正な資金の流れが複雑化・多様化していく傾向が強まっており、国際的に求められるマネロン等対策も随時アップデートされていくと想定される中、我が国としても、実効的な対策を適時に講じていく必要性が一層高まっています。 そうした状況の中、金融庁としては、法令等に比べ、より機動性のあるガイドラインを適宜見直しつつ、その実効性を、金融業規制に基づく態勢整備義務違反を問うことによって確保していくことにより、適切な対応を図っていきたいと考えております。 そのため、マネロンガイドラインには、当ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図ることを明記しております。 なお、当庁としては、現状、マネロンガイドラインが法令でないために、金融機関が訴訟等に巻き込まれる事例が多発している状況にあるとは認識しておりません。
--	--	--	--

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
38	令和5年10月 ～ 令和5年12月	数年前に反社会的勢力として警察に認定された企業が、反社会勢力との関係を断絶し、再出発のための努力をしているにも関わらず、金融機関に対する融資相談の際、反社会勢力として登録されていることを理由に融資を断られた。 金融庁として、主要行等向けの総合的な監督指針を見直し、全国の金融機関に周知徹底することで、反社会的勢力と関係を断絶した企業が金融機関から融資を受けやすい環境を整えていただきたい。 見直していただきたい監督指針は下記の通り。 ①「主要行等向けの総合的な監督指針（本編）III-3-1-4-2 主な着眼点 (2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築 ①反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する体制となっているか。(後略)」 とあるが、「情報の削除」の判断基準を明示し、金融機関に周知徹底していただきたい。そうすることで、反社会的勢力との関係を断絶しているにも関わらず、金融機関の反社会的勢力のデータベースに登録されていることを理由に融資を断られ続けることがないようにしていただきたい。	本件は、反社会的勢力との関係を断絶した者が経営する企業が融資を謝絶されたことを契機としたご意見と受け止めました。 金融機関は、公共性を有し、経済的に重要な機能を営んでおり、金融機関自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められております。 そのため、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベース（以下、データベース）を構築しており、当該データベースには、各金融機関の事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリスクに応じて、反社会的勢力との関係を遮断するために必要な程度の情報を備えており、適切に更新されているものと承知しております。 反社会的勢力に関する情報の収集・分析に際しては、複数のソースから得られる情報を集めた上で、その正確性・信頼性を検証することが必要であり、例えば誤登録が発覚した場合などにおいては、データベース上から速やかに削除する等の対応を行っているものと認識しております。 一般論ではありますが、融資の際は、反社会的勢力が否かの検証のほか、融資先の状況等を適切に把握し、適切なリスク管理の下、個別に融資判断を行っているものと承知しております。 一方で、政府としては、再犯防止推進計画等に基づき、暴力団員の社会復帰対策を推進しているところです。そのような中、警察庁では、暴力団から離脱した者が、就労先から給与を受け取るための預貯金口座開設を申し込んだ場合においては、過去に暴力団員であったことを理由として排除されることがないように預貯金口座の開設に向けた支援を行っており、金融庁としても、令和4年2月に各業界団体に対して周知しております。加えて、法務省等と連携の上、

		②「主要行等向けの総合的な監督指針（本編） III-3-1-4-2 主な着眼点 (2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築 ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。（後略）」 とあるが、金融機関が反社会的勢力との関係を遮断するための指針だけではなく、反社会的勢力との関係断絶後、再出発する企業を金融機関が支援するための指針も定め、金融機関に周知徹底していただきたい。そうすることで、再出発を目指す企業が、融資を受けやすい環境を整えていただきたい。	保護観察対象者等の社会への復帰・定着を促進するため、新たな預貯金口座の開設支援策を令和6年3月に各業界団体に対して周知しております。
--	--	---	---

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
39	令和5年10月 ～ 令和5年12月	自動車ディーラーが、自社を代理店として自動車保険に加入することを条件として、本来有償であるオプションを無償で提供している例が見られるが、これは保険業法で禁止されている「特別な利益の提供」に当たるのではないかと懸念されている。専門代理店からすれば、このような自動車ディーラーの姿勢は不正な競争としか思えないため、金融庁の見解を伺いたい。	保険業法における「特別な利益の提供」の禁止とは、保険契約の締結又は保険募集に際して、契約者等に対して保険料の割引や割戻その他特別の利益の提供を禁止するものであり、その趣旨は、契約者間の公平性を損なうことや顧客の適正な商品選択を阻害すること、又は保険業の健全な発展が阻害されることを防止することにあります。 金融庁では、この「特別な利益の提供」の禁止に係る該当性の判断については、現行の法令及び監督指針において示されている基本的な考え方を踏まえ、個別事案の詳細を把握した上で、提供される利益が実質的に新たな保険契約の締結に結び付いているかどうか、提供される利益に係る経済的価値の社会相当性の程度といった点を総合的に勘案したうえで、個別具体的に判断することとしています。 このため、今回のご意見の中で例示されている、自動車ディーラーによって本来有償であるオプションが無償で提供されるといった行為についても、具体的な情報を得た上で個別に判断する必要があるとあり、「特別な利益の提供」にあたるかどうかについて、一律に見解を示すことは困難であると考えています。 一方、今般の保険金不正請求事案において、行政処分の対象となった保険代理店が保険加入を条件に車両価格を値引くなどの特別な利益の提供の禁止に該当する行為を行っていたことが明らかになっています。 令和6年6月、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書が公表されたところ、この報告書においては、「特別な利益の提供」の禁止に関し、国民の損害保険業界に対する信頼を回復する観点から、保険契約者間の公平性を確保するための対応を検討すべきと指摘されています。 当該指摘を踏まえ、金融庁においては、引き続き、「特別な利益の提供」に該当する行為に対して厳正に対処するとともに、当該行為を防止する観点から、損保業界と協力し、保険会社や代理店の「特別な利益の提供」に該当する可能性が高い取引への理解を深めるためにどのような対応を行っていくかについて、検討してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
40	令和５年１０月 ～ 令和５年１２月	我が国では、需要に対して過剰な数の保険募集人が存在し、限られた需要を巡って競争が激化している。そのため、保険募集に関する法令等や保険契約に関する知識が不十分な者であっても、保険募集を行っている実態があり、コンプライアンス意識を欠いた不適切な保険募集が行われていると考える。当局には、保険募集人の資格基準の厳格化や、保険募集の業務遂行能力を適確に判断できる国家資格の新設などを通じて、保険募集人に対する規制の強化をお願いしたい。	保険業法においては、保険会社に対して、保険募集人に対する適切な指導等を求めるとともに、保険募集人に対しても、保険募集の業務に関し適切な業務運営を確保するための体制整備を求めています。 また、保険業法上の登録が義務付けられている生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人に対しては、金融庁又は財務局等が、同法に基づき、直接、立入検査、報告徴求命令又は業務改善命令等の行政対応を講じることができるようにしています。 このように、保険業法においては、保険募集人に対しても、適切な業務運営が確保されるための規定が定められているところです。 しかしながら、今般の保険金不正請求事案や保険料調整行為事案では、一部の保険代理店において法令違反または法令の趣旨に照らし不適切な行為が行われており、特に、保険金不正請求事案では、損害保険会社が、自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な保険代理店に対して、適切に指導等を行っておらず、保険代理店においても、法令遵守態勢や顧客ニーズを踏まえた保険募集管理態勢を適正に整備していなかったといった構造的な課題が認められました。 こうした状況下、令和６年３月以降、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」が全４回に亘って開催され、同年６月に報告書が公表されました。 報告書においては、有識者メンバーからの意見として、「損害保険会社における保険募集管理態勢の再構築」「金融庁・財務局によるモニタリングの強化」「第三者評価枠組みの検討」「損害保険募集人の試験制度や継続教育の高度化・厳格化」などのほか、乗合代理店における適切な比較推奨の確保に向けた施策が盛り込まれています。 金融庁においては、今後、報告書の内容を踏まえ、顧客本位の業務運営の徹底が損害保険募集人において適切に図られるよう、必要な制度・監督の見直しを検討してまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
41	令和6年4月 ～ 令和6年6月	規制法令や所管官庁がないため、顧客とファクタリング業者間のみで書面作成と金銭授受がなされる「二者間ファクタリング」において、悪質な取引が横行している。二者間ファクタリングのうち、「給与ファクタリング」については金融庁により「金銭の貸付け」に当たるとの見解が示され、最高裁決定からも同旨の決定が下されている。他方、中小企業等の事業者が利用する二者間ファクタリング（「事業ファクタリング」）については、金融庁による明確な見解も示されておらず、下級審裁判所の判断が分かれる状況である。 事業ファクタリングの業者の手口は、かつて大きな社会問題となった商工ローンや闇金のジャンプに酷似しており、一気に重篤な社会問題として噴出する危険性も強く懸念される。 ファクタリングに関する規制立法の欠落は、金融法秩序に大きな穴を生じさせているのではないかと。被害企業やその関係者の救済と健全な金融法秩序の維持発展のため、ファクタリングの規制法令の制定を検討頂きたい。	一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の一手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約を指します。したがって、この取引が適正に行われている場合には、原則として貸金業法その他の法律上の規制が適用されないこととなっています。 もっとも、ファクタリングであっても、その実質が経済的に貸付けと同様の機能を有している場合には、資金需要者等の利益の保護を目的とする貸金業法上の「貸付け」に該当するとし、貸金業法の規制を受けることになると考えられます。例えば、債権の買取り代金が債権額に比べて著しく低額である場合や、譲渡した債権の回収がファクタリング業者から債権の売主に委託されており、回収ができなかった場合に売主が債権を買い戻すこととされている場合などには、貸金業法の規制対象となる場合もあると考えられます。 そして、現実問題として、悪質なファクタリング業者の中には捜査当局に摘発された事例があることや、複数の裁判例でファクタリングが貸金業法上の「貸付け」に当たることが争われていることを承知しております。 金融庁では、このような貸金業法の解釈や実際の問題状況を踏まえて、中小企業の経営者などを狙ったファクタリングを装った貸付けやいわゆる給与ファクタリングに対する注意喚起をしています。 https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui2.html この他、ファクタリングの一部のファクタリング業者の間において、自主的にガイドラインを制定し、公表していることも承知しております。 以上のようなファクタリングに関する現状や、金融庁金融サービス利用者相談室等で受け付けている相談のうちファクタリングに係る被害相談事例が多くない（直近1年間では数件程度）ことを踏まえ、現時点での法規制等の対応については慎重に考える必要があります。 金融庁は、これまで、ホームページなどを通じてファクタリングを偽装した貸付けの代表的な手口等について中小企業を含めた利用者に対して注意喚起を行うとともに、金融サービス利用者相談室においてファクタリングに関する相談・

			情報提供を受け付け、貸金業登録を受けない者に関する情報を得た場合には、実態を調査し、必要に応じて捜査当局と連携しつつ警告等を行うなどの対応をしております。金融庁といたしましては、今後もこれらの取組を継続してファクタリングを取り巻く諸情勢に関する情報収集に努めてまいります。 他方で、仮に今後その情勢が変化した場合には、上記ホームページの内容の更新やノーアクションレターの公表などを通じて貸金業法上の「貸付け」該当性の考え方を示すことや、金融庁金融サービス利用者相談室等に寄せられた相談内容等を踏まえて調査方法の見直しをすることなど、対応を検討してまいりたいと考えております。
42	令和6年10月 ～ 令和6年12月	金融庁職員が起こしたインサイダー事件に関し、金融庁は「調査を受けていることは承知しているが、その内容については、コメントを差し控える。金融庁としては調査に全面的に協力するとともに、今後の調査結果を踏まえて、関係法令に照らし、厳正に対処していく」（10月19日NHKより）とコメントしているだけで、金融庁のホームページに一切開示していないことは如何なものか。下記事項に関する現況だけでも即時開示すべきことである。 ・金融庁の職員によるインサイダー取引防止のために、職員の教育等どのような措置が従来取られてきたのか。 ・金融庁の職員によるインサイダー取引が生じた場合には、組織としてのガバナンス改善が求められるが、金融庁のガバナンス改善はどのようにフォローアップされるのか（民間の金融機関のガバナンス改善は金融庁がフォローアップするが、金融庁自身のガバナンス改善の改善は誰がフォローアップするのか。	金融庁元職員による金融商品取引法違反（内部者取引）については、金融行政に対する信頼を揺るがすとともに、我が国金融市場の信用を揺るがすもので、あってはならないことであり、大変遺憾です。 現在、金融庁においては、2024年12月に公表した再発防止策に取り組んでいるところであり、引き続き、再発防止策の着実な実行・徹底等を通じて、我が国の金融行政と金融市場の信用の確保に尽力してまいります。 金融庁としては、国民に対する説明責任を果たしていくことは重要であると考えており、ご指摘も踏まえながら、引き続き、事案の態様、社会に与える影響、関係者のプライバシーといった点も鑑みた上で、ホームページ等を通じて必要な情報の開示を行ってまいります。 （注） 今般の事案については、10月19日（土）に報道がなされた後、組織のトップである金融担当大臣より情報を発信。具体的には、 ・10月20日（日）17時14分、加藤金融担当大臣が自身のXで「調査に全面的に協力するとともに関係法令等に照らし厳正に対処する」旨を発信するとともに、 ・10月23日（水）、加藤金融担当大臣が記者会見において、調査を受けている旨に加え、「我が国の金融市場の信頼を確保すべき立場であるにもかかわらず、あってはならないことであり、大変遺憾である」旨や、「再発防止対策を徹底

			していくことを通じて、日本の金融市場の信用確保に尽力をしていきたい」旨を述べ、会見の概要は金融庁ホームページにて公表。 金融庁職員のインサイダー防止措置に関しては、毎年、全職員に対して必修研修を開催し、インサイダー取引を含め法令の遵守等を求めているところです。今般の事案を踏まえ、再発防止策にある通り、インサイダー取引に特化した研修を証券取引等監視委員会と協力の上創設しました。全職員を対象に同研修を本年1月に実施し、全職員から法令等遵守の誓約書を提出させており、毎年夏にも同研修を実施していきます。 また、今般の事案の原因を踏まえ、再発防止策は、職員の法令等遵守意識の徹底を企図した内容となっております（具体的には、①庁内隅々までの法令等遵守意識の浸透（上記インサイダー取引に特化した研修等）、②TOB審査担当者等による株取引禁止、③採用時・出向者受入時の確認の強化）、その実施状況については年1回確認し、所要の改善を実施することとしております。また、実施状況の確認を行う際は、外部専門家の意見を伺います。このような取組を通じて、再発を防止する適切なガバナンスを構築してまいります。
--	--	--	---

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
43	令和7年4月 ～ 令和7年6月	弊社は金融庁証券取引等監視委員会による立入検査を受けたが、その進行過程および手法が恣意的なものであり、適正な手順・手続に基づく運用とは程遠い、高圧的かつ誘導的な対応であった。 金融庁が掲げる「対話」型の検査には、被検査者との協働的な関係を通じ、改善と是正に資することが期待されているはずである。 また、権限を持つ行政機関といえども、検査の進め方は法令に則り、公正・中立であるべきである。 主従関係ではなく、あくまでも建設的な「対話」を通じて市場の健全性を支えるべく、金融庁証券取引等監視委員会には、法の趣旨に則った検査体制の再構築を強く求める。	証券取引等監視委員会及び財務局等が実施する検査については、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券モニタリングに関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定、公表しています。 検査においては、検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要であるため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要であると考えています。 そのため、基本指針では、検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、適正な手続に基づいて検査を実施し、検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するなどの心構えを持って業務を遂行することを定めています。 また、主任検査官においては、効率的・効果的な検査を実施する観点から、経営陣と意見交換を行うなど、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めることを定めています。 証券取引等監視委員会では、ご指摘のような検査とならないように従前から研修等を通じて、上記のとおり適正な手続の遵守等を検査官に対し周知徹底を行うとともに、適切な検査の実施を確保するなどの観点から、検査対象先からの意見を受け付け、検査の実態を把握する検査モニターを実施し、基本指針の実効性を確保しています。 また、検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、検査の講評時に検査官と検査対象先との間で認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）について、検査対象先が証券取引等監視委員会事務局宛に意見申出書を提出することができる制度（意見申出制度）を活用することができます。同制度において提出された意見相違事項は、公平性を期すために、証券取引等監視委員会事務局（証券検査課以外の課）が事実確認等を行い、証券取引等監視委員会において審理を実施しています（審理の結果、検査対象先の意見が採用された事案もあります）。

			以上のような取組を実施しておりますが、検査対象先の理解と協力を得るためには、不断の取組が必要と考えておりますので、今後も引き続き、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施するよう、検査官への周知徹底等を行ってまいります。
--	--	--	--

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
44	令和7年10月 ～ 令和7年12月	金融機関による不動産担保設定時の契約に係る印紙代が高額となることがある。 そこで、金融機関による不動産担保設定時において電子契約を推進し、印紙代を無料とできないか。	一般的に、印紙税法に基づき、不動産担保設定の有無に関わらず、金銭消費貸借契約を締結する場合、印紙税が課されると承知しております。また、課税額（印紙代）についても当該法律に基づき、金銭消費貸借契約の金額の区分に応じた印紙税額（1通又は1冊につき最大60万円）が適用されると承知しております。 金融業界における書面・押印・対面手続を求める商慣行の見直しを進めていくことは、金融庁としても重要と考えております。 このため、金融業界と連携し、令和2年6月、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設置し、手続きの見直しに向けた課題を把握・整理に取り組んでまいりました。 融資契約手続きの電子化促進に向けては、 「本検討会資料の形式的な共有に止まらず、実質的な好事例の共有等を通じ、電子契約の導入等の促進に繋げる。」（参考）こととされており、引き続き、金融業界における書面・押印・対面手続の商慣行の見直しが進むよう、金融庁として促してまいりたいと考えています。 なお、紙の手形は、全銀協において、令和9年3月末を以て電子化（でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替え）することを目標としています。電子化することにより、手形の振り出しに際して発生する印紙税の負担が生じなくなることが見込まれます。 （参考）金融業界における書面・押印・対面手続の見直しのフォローアップ結果概要（令和3事務年度）（令和4年6月24日）

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
45	令和8年4月 ～ 令和8年6月	現在、多くの金融機関において、リスク説明の根拠が「交付目論見書にある直近5年」のデータに固定されているが、昨今の堅調な相場環境下における5年データは、過去の暴落局面を包含しておらず、最大下落幅（テールリスク）を過小評価させる要因となっている。 暴落局面でも狼狽売りをせず資産形成を継続するためには、20年超や設定来等の長期的な定量的根拠に基づき、「最悪のシナリオ（最大下落幅）」を示すべきではないか。 現場でこうした長期データの提示を求めても、自行の所管部から「業界慣習である5年提示で十分あり、独自資料の提示は認められない」と、形式的なルールや慣習によって制限されている。 そこで、目論見書準拠の5年に留まらず、設定来や長期指数を用いた「最大下落幅」の提示を業界のスタンダードとするようガイドライン等で明確化するとともに、形式的なコンプライアンス（5年提示の遵守）が、かえって「重要な情報の分かりやすい提供」を妨げている現状を是正していただきたい。	法令上、投資信託に係る交付目論見書の「投資リスク」欄では、過去5年間の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」及び「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」を記載することとされています。 他方、これらとは別途、「運用実績」欄については、過去10年間の基準価額・純資産額・分配金・年間収益率の推移を記載することとされているところです。 当庁としては、引き続き、顧客本位の業務運営（FD）を確保する観点から、公募追加型投資信託の販売・投資の状況の把握に努めてまいりますが、ご指摘のような設定来やより長期的な最大下落幅を確認できるような制度改革を行うかどうかについては、金融審ディスクロージャーワーキング・グループにおいて審議した上で、検討してまいります。